

## 資料「各学科の目的」

- 2 前項第4号から第7号に規定する休業日については、別に定める。
- 3 その他臨時の休業日については、その都度定める。  
(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、学科の目的及び教職員組織  
(学科、学級数及び入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気電子工学科	1	40人
電子制御工学科	1	40人
情報工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人

- 2 校長は、教育上有益と認めるときに、前項の規定にかかわらず、異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。  
(学科の目的)

第7条の2 各学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械工学科は、材料・材料力学分野、熱流体分野、生産システム分野、計測制御分野等の基礎科目に加えて、実験・実習、設計・製図、コンピュータに関する教育を行い、ものづくりに必要な創造的設計手法を理解し、システム開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 電気電子工学科は、電子、情報通信、コンピュータ、材料、計測、制御、電気機器、エネルギーなど、高度化技術社会の基礎に係わる教育を行い、創造力が豊で次世代の産業社会を担うことができる技術者を育成することを目的とする。
- (3) 電子制御工学科は、制御工学を中心として、電気工学、電子工学、機械工学、情報処理工学、計算機工学などの広範囲な基礎科目に関する教育を行い、制御システムの開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (4) 情報工学科は、情報処理の基本技術である計算機ハードウェアとソフトウェア技術を中心に、インターフェース技術、情報通信技術、制御技術などの関連分野の教育を行い、総合的な情報処理システムの知識を備えた技術者を育成することを目的とする。
- (5) 環境都市工学科は、構造力学、水理学、土質力学、情報処理等の基礎科目に加え、生態環境工学、水環境学等の環境工学の教育を行い、自然環境の保全や安全で快適な都市の創成などの要望に応えることのできる技術者を育成することを目的とする。

(職員の種類)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

## 資料「学科構成の沿革がわかる資料」

昭和 42 年	6 月	機械工学科・電気工学科・土木工学科で発足 開校式並びに第 1 回入学式举行
昭和 58 年	4 月	電子制御工学科新設
平成 2 年	4 月	情報工学科新設
平成 6 年	4 月	土木工学科を環境都市工学科に改組
平成 12 年	4 月	電気工学科を電気電子工学科に改称 専攻科新設
平成 13 年	4 月	(機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、 環境建設工学専攻)

出典「本校 HP (TOP&gt;学校概要&gt;沿革) 抜粋」

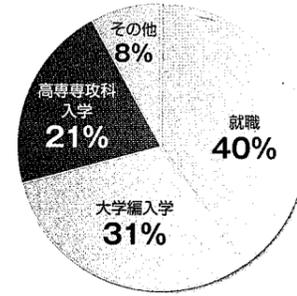
<http://www.kisarazu.ac.jp/gaiyo/enkaku/>

# 進路状況

## 準学士課程

### 令和2年度卒業生の進路状況

学科	卒業生数	就職者数	進学者数	その他
機械工学科	38	15	22	1
電気電子工学科	31	17	12	2
電子制御工学科	27	8	15	4
情報工学科	33	9	20	4
環境都市工学科	42	19	21	2
合計	171	68	90	13



### 令和2年度卒業生の就職先一覧(準学士課程)

機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	環境都市工学科	
SEMITEC(株) 1	キャノンメディカルシステムズ(株) 1	パナソニックシステムソリューションズ(株) 2	アマゾンジャパン合同会社 1	エヌティティインフラネット(株) 1	
キャノンメディカルシステムズ(株) 1	サントリーホールディングス(株) 2	(株)jig.jp 1	キャノン(株) 1	(株)NIPPO 1	
パナソニックシステムソリューションズ(株) 1	シンフォニアテクノロジー(株) 1	(株)NTT東日本一南関東 1	(株)Sharing Innovations 1	(株)駒井ハルテック 2	
(株)ジュピターコーポレーション 1	ダイキン工業(株) 1	(株)イシダ 1	(株)エイジング 1	(株)太平洋コンサルタント 1	
(株)ヒダン 1	花王(株) 1	(株)ベイキューブシー 1	(株)メンバーズ 1	(株)地圏総合コンサルタント 1	
(株)フルヤ金属 1	(株)タマディック 1	三菱ビルテクノサービス(株) 1	(株)夢テクノロジー 1	(株)日水コン 1	
(株)ホソカワミクロン 1	(株)ビーネックスソリューションズ 1	太陽日酸(株) 1	千葉県 1	宮地エンジニアリング(株) 1	
京成電鉄(株) 1	(株)日立ハイテクフィールドイング 1		東京電力ホールディングス(株) 1	極東興和(株) 1	
三井化学(株) 1	住友不動産(株) 1		独立行政法人 国立印刷局 1	若築建設(株) 1	
石福金属興業(株) 1	出光興産(株) 1			千葉県 1	
東海旅客鉄道(株) 1	森トラスビルマネジメント(株) 1			袖ヶ浦市 1	
東京水道(株) 1	東京電力パワーグリッド(株) 2			長谷川体育施設(株) 1	
東日本旅客鉄道(株) 1	独立行政法人 国立印刷局 1			東海旅客鉄道(株) 1	
日産自動車(株) 1	日揮グローバル(株) 1			東京水道(株) 1	
日本貨物鉄道(株) 1	理研ピタミン(株) 1			東京電力ホールディングス(株) 1	
				日鉄環境(株) 1	
				日本交通技術(株) 1	
				茂原市 1	
合計	15	17	8	9	19

### 卒業生の高等専門学校専攻科入学状況

高専名	入学年度	平成29年度以前	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
木更津工業高等専門学校専攻科		602	40	30	33	36	741
八戸工業高等専門学校専攻科		1					1
鶴岡工業高等専門学校専攻科		1					1
福島工業高等専門学校専攻科		1					1
東京工業高等専門学校専攻科		2					2
豊田工業高等専門学校専攻科		2					2
鈴鹿工業高等専門学校専攻科		1					1
奈良工業高等専門学校専攻科		1					1
舞鶴工業高等専門学校専攻科		1					1
松江工業高等専門学校専攻科		1					1
広島商船高等専門学校専攻科		1					1
久留米工業高等専門学校専攻科		1					1
都立産業技術高等専門学校専攻科		1					1
合計		616	40	30	33	36	755

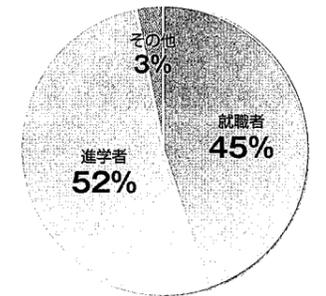
## 卒業生の大学編入学状況

大学名	入学年度	平成29年度以前	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	合計
北海道大学		18			2		20
室蘭工業大学		9		1		1	11
北見工業大学		3				3	6
弘前大学		5					5
岩手大学		36					36
東北大学		18			1		19
秋田大学		35					35
山形大学		32					32
茨城大学		49	4	1		2	56
筑波大学		51			2	1	54
宇都宮大学		50	1			2	53
群馬大学		32	1				33
埼玉大学		12	1			1	14
千葉大学		280	4	3	3	4	294
東京大学		15					15
東京農工大学		101	1	1	2		105
東京工業大学		13	1				14
東京海洋大学		24				1	25
お茶の水女子大学		3					3
電気通信大学		78	2		2	1	83
横浜国立大学		12		1	1	1	15
新潟大学		26	2	1			29
長岡技術科学大学		398	11	11	12	12	444
富山大学		6			1		7
金沢大学		3				2	5
福井大学		18	1		1		20
山梨大学		73	2	1		2	78
信州大学		36		2	1	1	40
岐阜大学		11	1				12
静岡大学		6					6
名古屋工業大学		1					1
豊橋技術科学大学		234	8	7	10	6	265
三重大学		4		1		2	7
京都大学		5					5
京都工芸繊維大学		9					9
大阪大学		2					2
神戸大学		7					7
和歌山大学		7					7
鳥取大学		2					2
島根大学		4					4
岡山大学		2					2
広島大学		6					6
山口大学		8					8
徳島大学		3	1				4
愛媛大学		2					2
香川大学		2				1	3
高知大学		3					3
九州大学		9					9
九州工業大学		21		1		1	23
佐賀大学		5	1	1			7
長崎大学		6					6
熊本大学		7					7
大分大学		1					1
宮崎大学		2					2
鹿児島大学		4					4
琉球大学		9	3				12
その他の大学		254	13	6		9	282
合計		2,072	58	38	37	54	2,259

## 専攻科

### 令和2年度修了生の進路状況

専攻	修了者数	就職者数	進学者数	その他
機械・電子システム工学専攻	10	4	6	
制御・情報システム工学専攻	12	7	4	1
環境建設工学専攻	7	2	5	
合計	29	13	15	1



### 令和2年度修了生の就職先・進学先一覧

	機械・電子システム工学専攻	制御・情報システム工学専攻	環境建設工学専攻
就職先	富士フィルムメディカル(株) 1	(株)ジーニー 1	千葉県 1
	千葉市 1	(株)インテグラル・ヴィジョン・グラフィックス 1	三井化学(株) 1
	ソニーLSIデザイン(株) 1	(株)日本総合研究所 1	
	ソフトバンク(株) 1	(株)IJグローバルソリューションズ 1	
		(株)フォトシンス 1	
		(株)セソンスシステムズ 1	
		東洋インキSCホールディングス(株) 1	
	合計 4	合計 7	合計 2
進学先	東京工業大学大学院 3	慶應義塾大学大学院 1	東京工業大学大学院 2
	横浜国立大学大学院 1	横浜国立大学大学院 1	筑波大学大学院 2
	筑波大学大学院 1	東北大学大学院 1	千葉工業大学 1
	電気通信大学大学院 1	東京工業大学大学院 1	
	合計 6	合計 4	合計 5

## 資料「準学士課程の学習・教育目標」

## 準学士課程の学習・教育目標

準学士課程では、教養ある社会人としての技術者の育成として、自主自立の精神と国際的視野を持ち、

- 1) 基礎学力と工学に関する基礎的な知識
- 2) 行動と実践に基づく柔軟な発想力と創造力
- 3) 倫理的・美的価値への感受性

を備え、他者と共同して社会に貢献できる問題発見・解決型の技術者をめざして、以下の4点の側面から学習・教育目標を設定しています。

### 1. 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者。

- (1) 豊かな人間性と健康な心身を培う。
- (2) 深く社会について理解し、広い視野が持てるよう、豊かな教養を身につける。
- (3) 技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

### 2. 科学技術の修得

自らの専門とする科学技術についてその基礎となる理論及び原理を十分に理解し、積極的に活用しようとする技術者。

- (1) 数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思考能力を身につける。
- (2) 専攻する学科の専門分野の知識と能力を身につける。
- (3) 実験・実習を通して、ものづくりに必要な力を身につける。

### 3. コミュニケーション能力

高度情報化社会に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現しうる技術者。

- (1) 日本語の記述能力を身につける。
- (2) 英語によるコミュニケーション基礎能力を身につける。
- (3) 情報技術を使いこなし、発表・討論ができる能力を身につける。

### 4. 創造力

自ら工夫して新しいものを造り出す問題発見・解決型の技術者。

- (1) 一般特別研究や卒業研究などを通して、修得した知識や技術をもとに創造性を発揮し、問題を発見し、解決する能力を身につける。
- (2) 他者と協力して問題解決に向けた行動力を身につける。

## 資料「各学科の専門科目および一般科目の達成項目」

## 各学科の専門科目および一般科目の達成項目

**機械工学科：**材料力学・材料分野、熱流体分野、生産システム分野、計測制御分野の基礎科目に加えて、実験・実習、設計・製図、コンピュータに関する知識を修得し、ものづくりに必要な創造的設計手法を理解し、システム開発の素養を身につけること。

**電気電子工学科：**電子・情報通信・コンピュータ・材料・計測・制御・電気機器・エネルギーなど、現代の高度化技術社会の基礎に係わる知識を修得し、創造力が豊かで次世代の産業社会を担うことができる能力を身につけること。

**電子制御工学科：**制御工学を中心として、電気工学、電子工学、機械工学、情報処理工学、計算機工学などの基礎工学に関する幅広い知識を修得し、制御システムに関する設計や問題解決に対応できる能力を身につけること。

**情報工学科：**情報処理の基本技術である計算機ハードウェアとソフトウェア技術を中心に、インタフェース技術・情報通信技術・制御技術などの関連分野に関する知識を修得し、総合的な情報処理システムの知識を身につけること。

**環境都市工学科：**構造力学、水理学、土質力学、測量学、情報処理等の基礎科目に加え、生態環境工学、水環境工学等の環境工学に関する知識を修得し、自然環境の保全や安全で快適な都市の創成などの要望に応える能力を身につけること。

**人文学系：**国語、社会、保健・体育、外国語等の修得を通じ、心身の鍛練と並行しつつ、日本語および特に英語でのコミュニケーション能力を獲得し、国際的視野を持ち、倫理的・美的価値への感受性を育むことにより、教養ある社会人としての基礎力を身につけること。

**基礎学系：**数学、物理学、化学等の自然科学系一般科目の基礎教育および専門基礎の知識の修得を通じ、論理的思考能力と実験・観察の技術を身につけ、最新の科学技術の基礎となる理論と原理が理解できるようになること。

## 資料「準学士課程のディプロマポリシー」

## 【基準】

評定	評点	基準（到達レベル）
A	80点～100点	十分に満足できる到達レベル
B	70点～79点	標準的な到達レベル
C	60点～69点	単位取得可能な最低限の到達レベル
D	60点未満	単位取得不可の到達レベル

## 【3】ディプロマポリシー（卒業認定の方針）

本校では、準学士の称号にふさわしい実践的・国際的エンジニアとして、以下に示す能力を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

## 本科共通

1. 自らの専門とする科学技術について基礎学力、基礎的な知識、関連する知識・技術、応用力を身につけて、それらを活用できる（応用的な問題の解決ができる）。
2. 修得した知識や技術をもとに各専門分野における問題発見、問題解決及びプレゼンテーションができる。
3. 豊かな教養と倫理観を身につけ、社会に貢献できる。

## 各学科のディプロマポリシー

本科共通に加えて

## 機械工学科

機械工学に関連する基礎学力、基礎的な知識や技術を修得し、それらを活用して問題を解決できる。

## 電気電子工学科

電気電子工学分野における基礎的及び専門的な知識・技術を修得し、その知識・技術を応用する力を身につける。

## 電子制御工学科

制御工学を中心として、電気電子、機械、情報処理などの基礎工学に関する幅広い知識を修得し、それらを活用できる。

## 情報工学科

情報技術を身につけた人。

## 環境都市工学科

構造工学、建設材料学、地盤工学、水工学、衛生工学、生態学、測量学、情報処理技術に関する基礎的な知識、技術、応用力を身につけ、活用することができる。

## 専攻科の三つの方針

### [1] アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

木更津工業高等専門学校の専攻科では、以下に示す「求める学生像」に適した者を、「入学者選抜の基本方針」に沿って、国内外から広く受け入れます。

#### 求める学生像

1. 専門とする技術分野の基礎学力と工学的素養を備えている人
2. これまで修得した専門分野以外の幅広い工学分野への興味（好奇心）を持っている人
3. より高度な技術課題と先端的な理工学研究課題に取り組むことのできる基礎能力を身に付けたい人
4. 技術者として社会的責任を自覚し、他者と共同して我が国や国際社会に貢献する意欲を持った人

#### 入学者選抜の基本方針

##### (1) 推薦選抜

出身高等専門学校等の長が責任を持って推薦し、本専攻科への入学意欲が強い志願者のうち、「求める学生像」に適し優れた者を、面接検査と調査書により総合的に判断して受け入れる。

##### (2) 学力選抜

「求める学生像」に適した者を、学力検査（英語（TOEIC スコアによる換算）、数学、専門科目）と調査書及び面接検査（専門科目に関する口頭試問含む）の結果により総合して受け入れる。

##### (3) 社会人特別選抜

企業などにおいて一定以上の在職期間を有し、一定水準以上の基礎学力を身につけ、かつ主体的・継続的な学習意欲とコミュニケーション能力を有し、本専攻科への入学意志が強い志願者を受け入れる。

## 資料「各専攻の目的」

- しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 2 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合、又は、前項と同等の事由若しくはその他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除し、また授業料の徴収を猶予することがある。
- 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。  
(検定料等の額及び徴収方法並びに返還)

第35条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、第30条第3項又は第4項に基づき前期分及び後期分授業料を納付した者が後期分授業料の納付の時期前に休学又は退学した場合には、当該後期分の授業料に相当する額を返還し、並びに、第30条第4項に基づき入学を許可されたときに前期分又は前期分及び後期分授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

## 第7章 専攻科

(設置)

第36条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第37条 専攻科は、高等専門学校基礎の上に、更に高度な専門的知識と技術を教授し、創造性豊かな技術能力を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第38条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第39条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
機械・電子システム工学専攻	8人
制御・情報システム工学専攻	8人
環境建設工学専攻	4人

(専攻の目的)

第39条の2 各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) 機械・電子システム工学専攻は、機械工学と電気電子工学のそれぞれの分野の高い技術力と両方の専門分野を融合した柔軟性のある研究・技術開発能力を兼ね備えた先端技術に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 制御・情報システム工学専攻は、情報処理技術を基礎として、意思決定技術、ソフトウェア技術、通信技術、制御技術やメカトロニクス技術に関わる教育を行い、創造力、実践的な制御システムに対応できる技術者を育成することを目的とする。

(3) 環境建設工学専攻は、社会的に深刻となっている環境や都市などの高度で広域化した問題に柔軟に対応できる思考力と創造力を併せ持つ技術者を育成するとともに、これらの問題に対応した研究開発ができる技術者を育成することを目的とする。

(入学資格)

第 40 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考及び入学許可)

第 41 条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第 42 条 専攻科の学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 38 条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第 43 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第 4 のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定める。

(修了)

第 44 条 専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 前項の修了の認定は、年度の途中においても、学期の区分に従い行うことができる。
- 3 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第 45 条 専攻科の学生については、第 3 条から第 6 条、第 12 条、第 14 条の 2、第 19 条、第 21 条、第 23 条から第 25 条、第 26 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 28 条から第 35 条、第 51 条から第 54 条の規定を準用する。この場合において第 14 条の 2 第 2 項中「30 単位」とあるのは「16 単位」と、第 26 条の 2 第 1 項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第 54 条第 1 項第 2 号中で「第 22 条」とあるのは「第 42

## 資料「専攻科の専門科目達成項目」

## 各専攻の専門科目の達成項目

**(1)機械・電子システム工学専攻**

機械工学と電気電子のそれぞれの分野に高い技術力と、両方の専門分野を融合した柔軟性のある能力を身につけ、先端技術に対応した研究開発ができること。

**(2)制御・情報システム工学専攻**

情報処理技術を基礎として、意思決定技術、ソフトウェア技術、通信技術、制御技術やメカトロニクス技術に関する知識を修得し、創造的、実践的な制御システム・情報システムの研究開発ができること。

**(3)環境建設工学専攻**

社会的に深刻となっている環境や都市などの高度で広域化した問題に柔軟に対応できる思考力と創造力を身につけ、これらの問題に対応した研究開発ができること。

## 資料「専攻科ディプロマポリシー」

## 〔2〕カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 高専本科で修得した各専門の学力を基礎とし、異なる技術分野を理解して、さらに高度化・複合化した教育を行うために、英語関連科目、異なる技術分野の基礎科目、技術倫理、環境工学などの共通科目を編成する。
2. PBL教育やインターンシップを実施し、専門が異なる他者と協働することで広い視野とコミュニケーション能力を養成する。
3. 高専本科で修得した各専門について、より専門的な科目を編成し、各専門分野での高度な技術に関する理解を深める。
4. 特別実験と特別研究を系統的に編成し、問題発見、問題解決能力を有した研究開発型技術者を育成する。

学業の成績は、シラバスに基づき、科目担当教員が試験の成績、レポート等を考慮して100点法によって評価する。

## 【基準】

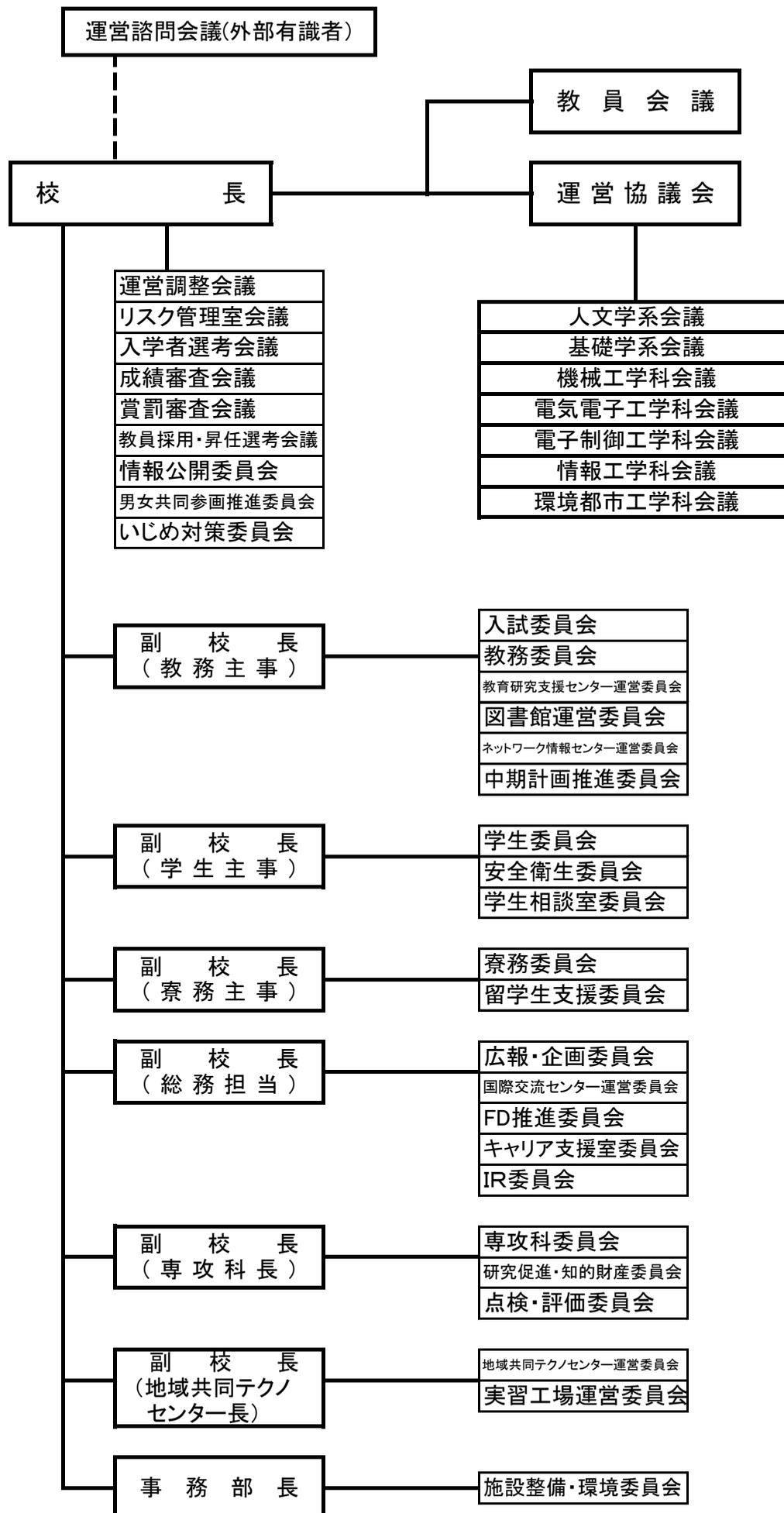
評定	評点	基準（到達レベル）
A	80点～100点	十分に満足できる到達レベル
B	70点～79点	標準的な到達レベル
C	60点～69点	単位取得可能な最低限の到達レベル
D	60点未満	単位取得不可の到達レベル

## 〔3〕ディプロマポリシー（修了認定の方針）

木更津工業高等専門学校専攻科では、各分野の深い専門性に加え、学際的領域に関する素養を有した、質の高い創造的・指導的・国際的エンジニアとして、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学士認定資格を満たし、以下の能力を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して修了を認定します。

1. 修得した各専門分野及び異なる技術分野の知識・技術をもとに、問題解決に必要な知識や技術を複合・融合的に応用できる。
2. 社会への技術の影響を配慮し、異なる専門領域を持つ国内外の人々やそれらのチームと協働して我が国や国際社会に貢献できる。
3. 自らの専門分野における工学の問題について、問題発見、創意工夫して問題解決、プレゼンテーションできる。

## 運 営 機 構 図



資料「運営協議会に関する条項」

(運営協議会)

第23条 本校の校務の執行に関する重要事項について合議決定するため、本校に運営協議会を置く。

2 前項の重要事項のうち、学生の教育にかかわるものであって、あらかじめ教員会議の議を経ることが適当であると運営協議会が認めたものについては、案を付してこれを校長が教員会議に諮問するものとする。

3 運営協議会は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、地域共同テクノセンター長、総務担当副校長、事務部長、各学科主任及び各学系主任をもって構成し、校長が主宰する。

4 運営協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

5 運営協議会の事務は、総務課において処理する。

出典「木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則」

資料「教務委員会規則」

木更津工業高等専門学校教務委員会規則

平成13年4月1日  
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年4月1日規則第1号）第28条第3項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業時間割並びに年間行事計画に関すること。
- (2) 試験及び評価その他履修に関すること。
- (3) 学校行事（学生委員会が所掌する事項を除く。）に関すること。
- (4) その他教務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補
- (3) 学科・学系（以下「学科等」という。）から選出された教員各1名（ただし、教務主事補を選出された学科等は除くことができる。）

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

出典「木更津工業高等専門学校教務委員会規則」

資料「学生委員会規則」

木更津工業高等専門学校学生委員会規則

平成13年4月1日  
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年4月1日規則第1号）第28条第3項の規定に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の生活指導に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学校行事（教務委員会が所掌する事項を除く。）に関すること。
- (4) 学生の保健管理に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 授業料及び奨学金に関すること。
- (7) その他学生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生主事
  - (2) 学生相談室長
  - (3) 学生主事補
  - (4) 学科・学系（以下「学科等」という。）から選出された教員各1名（ただし、学生主事・学生主事補を選出された学科等は除くことができる。）
- 2 委員会の委員は、校長が委嘱する。
- 3 第1項第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

出典「木更津工業高等専門学校学生委員会規則」

資料「専攻科委員会規則」

木更津工業高等専門学校専攻科委員会規則

平成 13 年 4 月 1 日  
規 則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和 56 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、専攻科委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、専攻科に関する特有な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 副専攻科長
- (3) 各専攻主任
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取することができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

資料「入試委員会規則」

木更津工業高等専門学校入試委員会規則

平成 13 年 4 月 1 日

規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和 56 年規則第 1 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、入試委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の募集に関すること。
- (2) 入学試験の実施に関すること。
- (3) その他入学者の選抜に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補
- (3) 学科・学系（以下「学科等」という。）から選出された教員各 1 名

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取することができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

出典「木更津工業高等専門学校入試委員会規則」

## 資料「組織及び運営に関する規則」

### 木更津工業高等専門学校組織及び運営に関する規則

昭和56年4月1日

規則第1号

#### 第1章 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の管理運営のため独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条の規定による本校の内部組織を定め、併せて本校の管理運営に関する主要な校務の処理手続を明らかにすることを目的とする。

(管理運営の目標)

第2条 この規則による本校の管理運営は、すべての教職員が、学則第1条に規定する本校の目的の達成をめざし、明確な方針の下に、それぞれの創意を發揮しながら互いに協力して職務を遂行できるようにすることを目標とする。

(執行機関と審議機関)

第3条 この規則第2章に規定する執行機関は、その職務上の権限に基づいて有効適切に校務を処理することについて校長に対して責任を負い、第3章に規定する審議機関は、その構成員の創意と判断を生かし、それぞれの役割に応じて執行機関の職務の遂行が公正妥当なものとなるよう援助するものとする。

(校務の処理手続)

第4条 この規則に定める2以上の機関に関連のある重要な校務の処理手続については、この規則に定めるものの外、それぞれの事項ごとに、内規又は要項として別に定める。

(危機管理)

第4条の2 校長は、本校において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、リスク管理室を設置する。

2 危機管理に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第2章 内部部局及び執行機関

(主事)

第5条 学則第9条に基づき本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置き、教務主事は教授をもって充て、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。

- 2 教務主事，学生主事及び寮務主事の任期は2年とする。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(副校長)

第5条の2 本校に副校長を置き，教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長及び地域共同テクノセンター長をもって充てる。

- 2 副校長は，校長の命により校長の職務を補佐し，校務を分担する。校長が不在の時は，教務主事はその職務を代行する。
- 3 第1項に定めるもののほか，総務担当副校長を置くことができるものとし，教授又は准教授をもって充てる。
- 4 前項の副校長の任期は，2年とする。
- 5 副校長は，委員会を所掌する。所掌する委員会については，別に定める。

(主事補)

第6条 前条に規定する各主事の職務を助けるため，教務主事補，学生主事補及び寮務主事補を置き，教授，准教授，専任講師又は助教をもって充てる。

- 2 各主事補は，校長が任命し，その任期は2年とする。
- 3 各主事補は，主事に事故があるときは，その職務を代理する。

(総務担当副校長補佐)

第6条の2 第5条の2第3項に規定する総務担当副校長の職務を助けるため，総務担当副校長補佐（以下「副校長補佐」という。）を置くことができるものとし，教授，准教授又は専任講師をもって充てる。

- 2 副校長補佐は，校長が任命し，その任期は2年とする。
- 3 副校長補佐は，総務担当副校長に事故があるときは，その職務を代理する。

(専攻科長及び副専攻科長並びに専攻主任)

第7条 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の規定により特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的とする組織として，本校に機械・電子システム工学専攻，制御・情報システム工学専攻，環境建設工学専攻を置き，専攻科長及び副専攻科長並びにそれぞれの専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻科長は，教授をもって充て，校長の命を受け，専攻科を統括する。副専攻科長は，教授，准教授をもって充て，専攻科長を補佐する。
- 3 専攻主任は，各専攻ごとに第9条に規定する学科主任のうちから校長が任命し，当該専攻に関する諸事項を処理する。
- 4 専攻科長及び副専攻科長並びに専攻主任の任期は2年とする。

(事務部)

第8条 学則第10条に基づき本校に事務部を置き，事務部に総務課及び学生課を置く。各課の組織及び所掌事務については，別に定める。

- 2 事務部に，事務部長及び課長を置き，職員をもって充てる。

- 3 事務部長は、校長の命により委員会を所掌する。所掌する委員会については、別に定める。

(教育研究支援センター)

第8条の2 学則第10条の2に基づき本校に教育研究支援センター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び運営その他必要な事項については、別に定める。

- 2 技術職員（施設系技術職員を除く。）は、教育研究に係る技術的支援に関する業務を処理するため、センターに所属する。

(学科主任)

第9条 工学に関する専攻分野を教育するための組織として、本校に機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科及び環境都市工学科を置き、それぞれの学科に学科主任を置き、その学科の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 学科主任は、当該学科に属する教員の総意に基づき校長が任命し、その任期は2年以内とする。
- 3 学科主任は、当該学科に関し、教育課程の編成、授業科目の分担その他学科内の教育研究活動の調整、学生の教育指導、就職あっせん及び進路指導並びに学科に供用される施設及び設備の管理に関する校務を掌る。

(学系及びその主任)

第10条 一般科目に関する授業科目のうち国語、社会、保健・体育、芸術及び外国語に関するものを担当する教員組織を人文学系、一般科目に関する授業科目のうち数学及び理科に関するもの並びに専門科目に関する授業科目のうち応用数学、応用物理及び各学科に共通する情報処理に関するものを担当する教員組織を基礎学系とし、それぞれの学系に学系主任を置き、その学系の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、学系主任に、これを準用する。

(学年主任及び学級担任)

第11条 本校の各学年に対応して、学年主任、各学級に対応して、学級担任を置き、専任教員（助手を除く。）をもって充てる。

- 2 学年主任及び学級担任は、教務主事及び学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、学年主任については、学級担任の中から任命するものとする。
- 3 学年主任は、学級担任との連絡会を招集し、当該学年の学級担任及び各主事との連絡調整に当たるものとする。
- 4 学級担任は、各学級の運営及び特別活動等に関する指導並びに学生各個人の厚生補導に関する校務を分担実施する。

(指導教員)

第12条 本校学友会の各部及び各同好会に対応して、指導教員を置き、専任教員をもって充てる。

- 2 指導教員は、学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。
- 3 指導教員は、学生主事の総括のもとに部及び同好会の活動について指導と助言を与える。

(舎監)

第13条 学則第60条に基づき、本校の学寮に舎監を置く。

- 2 舎監の当直勤務は、寮務主事の定める割り振りに基づき、専任教員について校長が命ずる。
- 3 舎監は、寮務主事の総括のもとに寮生の共同生活の指導に当る。

(図書館及びその長)

第14条 本校に図書館を置く。図書館の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 図書館に館長を置き、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 館長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 館長は、図書館の管理運営に関することを総括する。

(ネットワーク情報センター及びその長)

第15条 本校にネットワーク情報センターを置く。ネットワーク情報センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 ネットワーク情報センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、ネットワーク情報センターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(地域共同テクノセンター及びその長)

第16条 本校に地域共同テクノセンターを置く。地域共同テクノセンターの運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 地域共同テクノセンターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、地域共同テクノセンターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(実習工場及びその長)

第17条 本校に実習工場を置く。実習工場の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 実習工場に工場長を置き、機械工学科に属する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 工場長は、機械工学科主任の推薦に基づき校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 工場長は、機械工学科主任の指導の下に、実習工場の管理運営に関することを総括する。

(国際交流センター及びその長)

第18条 本校に国際交流センターを置く。国際交流センターの運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 国際交流センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、国際交流センターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(学生相談室及びその長)

第18条の2 本校に学生相談室を置く。学生相談室の運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 学生相談室に室長及び副室長を置く。室長は、教授又は准教授をもって充て、副室長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 室長及び副室長は校長が任命し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 室長は、学生相談室の管理運営に関することを総括し、副室長は、室長を補佐する。

(キャリア支援室及びその長)

第18条の3 本校にキャリア支援室を置く。キャリア支援室の運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 キャリア支援室に室長を置く。室長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 室長は校長が任命し、任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 室長は、キャリア支援室の管理運営に関することを総括する。

(ファカルティ・ディベロップメント推進委員会)

第19条 本校の教育全般に対し、質の保証と向上を図る施策を審議し執行するため、本校にファカルティ・ディベロップメント推進委員会を置く。

- 2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(点検・評価委員会)

第20条 本校の教育研究水準の向上を図ることを目的として、教育研究活動等の状況について点検・評価等を行うため、本校に点検・評価委員会を置く。

- 2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(中期計画推進委員会)

第21条 独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標・中期計画に基づく本校の中期計画を策定し執行するため、本校に中期計画推進委員会を置く。

- 2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(IR (Institutional Research) 委員会)

第21条の2 本校の教育・学習の関する目標達成を目的とする学内情報を用いた分析等を行うため、本校にIR (Institutional Research) 委員会を置く。

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

### 第3章 審議機関

(教員会議)

第22条 本校の運営に関する重要事項であって学生の教育にかかわるものについて審議し、教員の教育研究活動に必要な情報について連絡し、及び本校における校務の執行について総括的に評価するため、本校に教員会議を置く。

2 校長は、次の各号に掲げる事項を決定しようとする場合には、あらかじめ教員会議に諮問するものとする。

(1) 入学者の選考基準

(2) 学業成績の評価基準

(3) 学生の賞罰基準

(4) 学生に対する教育指導方針

(5) 学校の運営に関する基本的な規則等の制定又は改廃

3 この会議は、校長及び専任教員をもって構成し、議長は、校長、副校長以外の教員の互選によって定める。

4 この規則で定めるものの外、教員会議の招集、運営その他必要な事項は、教員会議が定める。

5 この会議の事務は、総務課において処理する。

(運営調整会議)

第22条の2 本校の学校運営に関する連絡調整を行うため、運営調整会議を置く。

2 この会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第23条 本校の校務の執行に関する重要事項について合議決定するため、本校に運営協議会を置く。

2 前項の重要事項のうち、学生の教育にかかわるものであって、あらかじめ教員会議の議を経ることが適当であると運営協議会が認めたものについては、案を付してこれを校長が教員会議に諮問するものとする。

3 運営協議会は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、地域共同テクノセンター長、総務担当副校長、事務部長、各学科主任及び各学系主任をもって構成し、校長が主宰する。

4 運営協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

5 運営協議会の事務は、総務課において処理する。

(入学者選考会議)

第24条 第22条第2項第1号に基づき、入学者の選考について合議決定するため、本校に入学者選考会議を置く。

- 2 この会議は、次に掲げる教職員をもって構成し、校長が主宰する。
  - (1) 校長
  - (2) 教務主事，学生主事，寮務主事，総務担当副校長及び教務主事補
  - (3) 専攻科長（専攻科生の場合に限る。）
  - (4) 各学科・学系主任及び各専攻主任（専攻科生の場合に限る。）
  - (5) 入試委員会委員
  - (6) 面接担当教員
  - (7) 適性検査担当教員（推薦入学者の選抜の場合に限る。）
  - (8) 問題作成委員（専攻科生，編入学生の場合に限る。）
- 3 前項の構成員以外の専任教員も会議に出席し，発言を求めることができる。
- 4 この会議の事務は，学生課において処理する。

(成績審査会議)

第25条 第22条第2項第2号に基づき、学生の各学年の課程修了及び卒業の認定について合議決定するため、本校に成績審査会議を置く。

- 2 この会議は、校長及び専任教員（助手を除く。）をもって構成し、校長が主宰する。
- 3 前項の構成員以外の者を会議に出席させ、発言を求めることができる。
- 4 この会議の事務は、学生課において処理する。

(賞罰審査会議)

第26条 第22条第2項第3号に基づき、学生の表彰又は懲戒について合議決定するため、本校に賞罰審査会議を置く。

- 2 この会議は、次に掲げる教職員をもって構成し、校長が主宰する。
  - (1) 校長
  - (2) 教務主事，学生主事，寮務主事（寮生の場合に限る。），学生主事補及び寮務主事補（寮生の場合に限る。）
  - (3) 専攻科長（専攻科生の場合に限る。）
  - (4) 当該学科主任及び当該専攻主任
  - (5) 当該学級担任
- 3 この会議の表彰の審査については、校長は必要に応じて表彰候補者の推薦者を会議に出席させることができる。
- 4 この会議の事務は、学生課において処理する。

(人事諮問会議)

第27条 校長の諮問に応じて、教員の人事に関する事項（個別的な案件を除く。）について校長に助言するため、本校に人事諮問会議を置く。

- 2 この会議は、専任教員の互選により選出された3名の委員と校長をもって構成し、校長が主宰する。

- 3 委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、この会議の審議事項について、秘密を守る義務を負うものとする。

(委員会)

第28条 本校に運営協議会の諮問に応じて答申し、これに建議するため、本校に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 入試委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 学生委員会
- (4) 寮務委員会
- (5) 専攻科委員会
- (6) 広報・企画委員会
- (7) 施設整備・環境委員会
- (8) 留学生支援委員会
- (9) 研究促進・知的財産委員会

- 2 前項に定める委員会の外、必要に応じ、委員会を置くことができる。
- 3 各委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(主任会議)

第29条 各学科主任及び学系主任が、担当事項について連絡協議するため、本校に主任会議を置く。

- 2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 この会議の運営その他必要事項については、主任会議が定める。
- 4 この会議の事務は、総務課において処理する。

(学級担任会議)

第30条 各学級担任が、担当事項について連絡協議するため、本校に学級担任会議を置く。

- 2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 この会議の運営その他必要事項については、学級担任会議が定める。
- 4 この会議の事務は、学生課において処理する。

(学科会議及び学系会議)

第31条 学科主任及び学系主任の所掌する校務に関して連絡協議するため、各学科及び学系に、それぞれ学科会議又は学系会議を置く。

- 2 これらの会議は、当該学科又は学系に属する専任教員又は関係職員をもって構成し、当該学科主任又は学系主任が主宰する。

(調査研究会)

第32条 運営協議会の諮問に応じて、特定課題について調査研究を行い、これに報告書を提出するため、調査研究会を置く。

- 2 調査研究会の委員は、教職員の申出に基づき校長が任命する。
- 3 各課題ごとの調査研究会の存続期間と委員の任期は、その都度定める。
- 4 調査研究会の代表者は、委員の互選によって定める。
- 5 調査研究会の事務は、その都度指定する事務部の部局で処理する。

(雑則)

第33条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校の学科主任等の設置に関する暫定規則（昭和55年規則第2号）は廃止する。
- 3 この規則第22条に規定する入学者の選考基準、学業成績の評価基準及び学生の賞罰基準が決定されるまでの間、入学者の選考並びに学生の成績審査及び賞罰審査は、第24条から第26条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年12月1日から施行する。
- 2 この規則の第14条の2第2項の職員の任期は、同上第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第5条の2第4項の規定については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料「各委員会の開催回数わかる資料」

番号	委員会名	開催回数	備 考
1	運営協議会	18	第1回 2021.4.15～ 第18回 2022.3.24
2	教務委員会	11	第1回 2021.4.13～ 第11回 2022.3.28
3	学生委員会	24	第1回 2021.4.1～ 第24回 2022.3.1
4	専攻科委員会	5	第1回 2021.4.20～ 第5回 2022.2.2
5	入試委員会	11	第1回 2021.4.1～ 第11回 2022.3.28

出典「総務課資料」

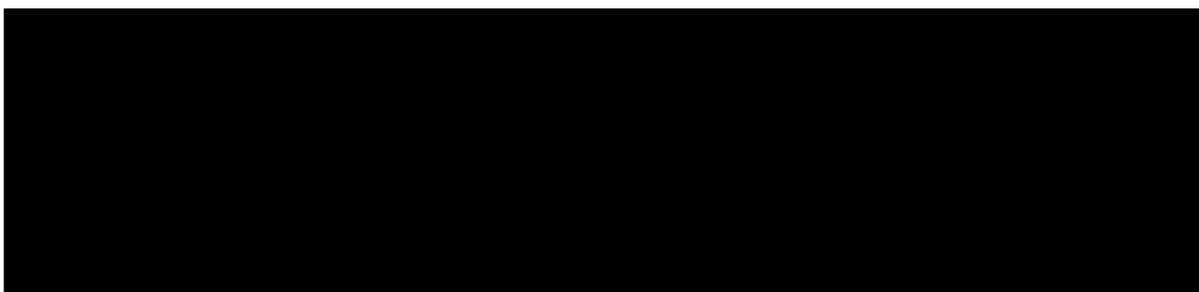
資料「専任教員を法令に従い確保していることを明記した内規」

木更津工業高等専門学校教員の採用候補者及び昇任候補者の選考に関する内規

昭和 57 年 10 月 28 日  
細 則 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 本校専任教員の転任、退職又はその他の事由により本校専任教員の採用又は昇任を必要とする場合における採用候補者及び昇任候補者の選考手続きについては、法令又は別に定めるものの他、この内規の定めるところによる。



~~~~~ (略) ~~~~~

出典「木更津工業高等専門学校教員の採用候補者及び昇任候補者の選考に関する内規」

## 資料「高等専門学校設置基準」

- 第六条 高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員（助手を除く。次項及び第三項において同じ。）を置かなければならない。
- 2 教員のうち、第十六条に規定する一般科目を担当する専任者の数は、次の各号に掲げる数を下つてはならない。
- 一 入学定員に係る学生を一の学級に編制する場合は、十人
  - 二 入学定員に係る学生を二の学級に編制する場合は、十二人
  - 三 入学定員に係る学生を三の学級に編制する場合は、十四人
  - 四 入学定員に係る学生を四の学級から六の学級までに編制する場合は、十四人に三学級を超えて一学級を増すごとに四人を加えた数
  - 五 入学定員に係る学生を七以上の学級に編制する場合は、二十六人に六学級を超えて一学級を増すごとに三人を加えた数
- 3 教員のうち、工学に関する学科において第十六条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に一の学科を置くときは八人、二以上の学科を置くときは八人に一学科を超えて一学科を増すごとに七人を加えた数を下つてはならない。この場合において、一学科の入学定員に係る学生を二以上の学級に編制するときは、これらに一学級を超えて一学級を増すごとに五人を加えるものとする。
- 4 工学に関する学科以外の学科において第十六条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、別に定める。
- 5 高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 6 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 第七条 高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
- 第八条 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。
- 第九条 教員は、一の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。
- 2 専任教員は、専ら前項の高等専門学校における教育に従事するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、高等専門学校は、教育上特に必要があり、かつ、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を、当該高等専門学校の専任教員とすることができる。

出典「高等専門学校設置基準」

## 資料「法令に伴う教員数を確保していることを示す資料」

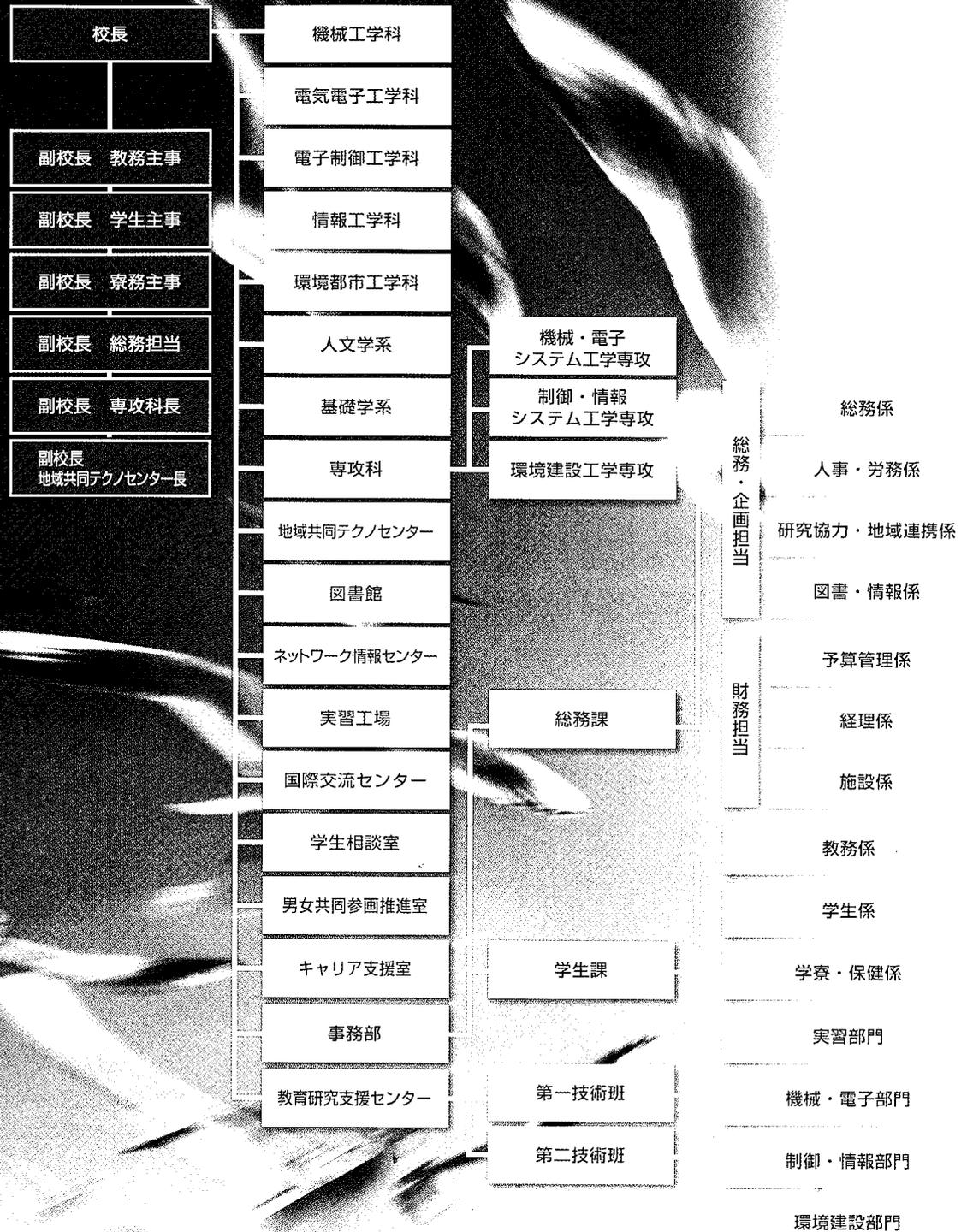
## 教 員 現 況 表

R4.4.1 現在

|        | 学科・学系   | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 計  |
|--------|---------|----|-----|----|----|----|----|
| 一<br>般 | 人文      | 7  | 5   | 2  |    |    | 14 |
|        | 基礎      | 4  | 7   | 1  |    |    | 12 |
| 専<br>門 | 機械工学科   | 4  | 4   |    | 1  |    | 9  |
|        | 電気電子工学科 | 1  | 6   | 1  | 1  |    | 9  |
|        | 電子制御工学科 | 3  | 5   |    | 1  |    | 9  |
|        | 情報工学科   | 5  | 3   |    | 1  |    | 9  |
|        | 環境都市工学科 | 5  | 4   |    | 1  |    | 10 |
|        | その他     | 1  |     |    |    |    | 1  |
|        | 計       | 30 | 34  | 4  | 5  |    | 73 |

## 組織

## 機構図



資料「教員の年齢別構成がわかる資料」

(令和3年5月1日現在)

| 職名等区分 | 校長  | 教授 | 特任教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 小計 | 事務職員 | 技術職員 | 合計  |    |
|-------|-----|----|------|-----|----|----|----|------|------|-----|----|
| 現員    | 1   | 31 |      | 33  | 3  | 6  | 74 | 33   | 13   | 120 |    |
| 男女数   | 男   | 1  | 30   |     | 29 | 2  | 5  | 67   | 19   | 10  | 96 |
|       | 女   |    | 1    |     | 4  | 1  | 1  | 7    | 14   | 3   | 24 |
| 年齢構成  | 60代 |    | 6    |     |    |    | 6  |      |      | 6   |    |
|       | 50代 | 1  | 17   |     | 7  |    | 25 | 13   | 2    | 40  |    |
|       | 40代 |    | 8    |     | 18 |    | 26 | 8    | 6    | 40  |    |
|       | 30代 |    |      |     | 8  | 2  | 5  | 15   | 9    | 29  |    |
| 20代   |     |    |      |     | 1  | 1  | 2  | 3    | 5    |     |    |

出典「学校要覧2021」

資料「学位取得等に関する学術論文投稿料等助成の実施状況がわかる資料」

令和元年12月13日

教職員各位

校長

令和元年度校長裁量経費（論文投稿、翻訳の補助）の募集について

令和元年7月25日開催の運営協議会において報告された令和元年度校長裁量経費の①校長による重点配分経費のうち、下記の件について募集をします。別紙応募要項を確認のうえ、申請期日までに提出をお願いします。なお、不明な点がありましたら予算管理係 までお問い合わせください。

記

1. 経費 校長裁量経費

① 校長による重点配分経費

J. 上記以外の経費 「論文投稿、翻訳の補助」

※「令和元年度校長裁量経費について」（令和元年度\_第7回運営協議会（R1.07.25）抜粋）参照

2. 募集項目

- ・ 査読付き学術論文投稿料の助成
- ・ 外国語による査読付き原著論文の翻訳・校正料の助成

3. 提出先 総務課予算管理係

## 資料「公募制を導入していることがわかる資料」

## 公募要領

1. 採用職名・人員 助教1名
2. 所 属 環境都市工学科
3. 専 門 分 野 土木工学に関する分野
4. 担 当 科 目 プログラミング演習，測量実習，卒業研究，その他土木工学に関する科目
5. 応 募 資 格 (1)博士の学位を有する者または採用時まで博士の学位を取得見込みの者  
(2)教育，研究に情熱を持ち，学生指導にも理解と熱意のある者  
(3)地域貢献（公開講座，出前授業の実施等）に積極的に協力できる者
6. 採 用 予 定 日 令和4年4月1日
7. 提 出 書 類 (1)履歴書(指定様式に本人自筆，写真貼付)  
(2)教育研究業績書(指定様式に著書，論文（査読の有無），特許，報告等を記載)  
(3)著書・論文等の別刷（コピー可，主要なもの3編程度）  
(4)研究業績概要（A4用紙，2000字程度，様式任意）  
(5)教育，研究および学生指導に対する抱負  
（A4用紙，2000字程度，様式任意）  
(6)所属長（または指導教員）の推薦書またはこれに準ずるもの  
※ 指定様式は，本校HPからダウンロードしてください。
8. 選 考 方 法 第1次選考（書類選考），第2次選考（面接および模擬授業）  
※ 面接に関わる旅費等は，応募者の負担とする。
9. 応 募 期 限 令和3年7月23日（金）必着
10. 備 考 (1)木更津工業高等専門学校の教員が携わる授業以外の職務概要は，別紙のとおりです。  
(2)木更津工業高等専門学校は男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。  
(3)応募者の個人情報，木更津工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり，第三者に提供または公表することはありません。
11. 書 類 送 付 先 〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1  
木更津工業高等専門学校長 宛  
※1 封筒の表に「環境都市工学科教員応募書類在中」と朱書し，「簡易書留」で送付のこと。  
※2 原則として，提出された書類等の返却はいたしません。

12. 問い合わせ先 「教育・研究に関すること」

環境都市工学科主任 教授 ■■■ ■■■

「その他事務的なこと」

総務課 人事・労務係

出典「人事・労務係資料（公募要領）」

資料「教職員表彰の導入がわかる資料」

木更津工業高等専門学校教職員顕彰規則

平成16年12月2日

規 則 第11号

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校の組織的な運営の改善に資するため、教職員の顕彰を行うこととし、顕彰については、この規則の定めるところによるものとする。  
(顕彰の対象者等)

第2条 顕彰の対象となる者は、校長及び事務部長を除く、本校に勤務する全教職員（非常勤の職員を含む。）とする。なお、組織及び任意団体等も顕彰の対象とする。

(顕彰の対象活動)

第3条 顕彰の対象となる活動は、以下の4分野におけるものとする。

- (1) 教 育：授業・課外活動・学生支援等において、顕著な教育効果を上げたと認められる活動
- (2) 研 究：研究において、顕著な業績を達成したと認められる活動
- (3) 学校運営：学校運営・学校経営において、顕著な貢献をしたと認められる活動
- (4) 地域連携：地域連携において、顕著な貢献をしたと認められる活動

(被顕彰者等の推薦)

第4条 被顕彰者等の推薦は、被顕彰者等に関係する者及び委員会等が、別紙様式1の「教職員顕彰候補者等推薦書」を校長に提出することにより行う。なお、自薦も可とする。また、推薦は随時受け付けるものとする。

(被顕彰者等の選考)

第5条 被顕彰者等の選考は、次に掲げる者の意見を聴取し、校長が決定する。

- (1) ファカルティ・ディベロップメント推進委員会委員より校長が指名した若干名。
- (2) 校長が必要と認めた若干名

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、校長が被顕彰者に表彰状を授与することにより行う。

(顕彰の時期)

第7条 顕彰は、毎年3月に行う。

(事務)

第8条 顕彰に関する事務は、総務課において処理する。

資料「サバティカル制度の導入がわかる資料」

学科・学系主任 各位



令和4年度在外研究員の推薦について（依頼）

標記のことについて、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長から、別添「募集要項」のとおり募集する旨、通知がありました。

ついては、貴学科・学系内にて希望者がいましたら、8月16日（月）

までに下記 担当へお知らせ願います。

あわせて、希望者に以下の書類をご用意いただき、8月16日（月）までに

下記担当へ提出するようお伝えください。

（*ズ*切に間に合わない場合はご相談ください）

派遣先機関からの受入承諾書（要項の2. 申請・推薦概要（1）参照）

03\_【申請書】（別紙様式1）在外研究申請書

04\_【推薦書】（別紙様式2）在外研究員候補者推薦書 の各様式

また、希望者がいない場合は、その旨を下記担当までご連絡願います。

--

\*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

添付ファイル:

- 02\_【募集要項】令和4年度「独立行政法人国立高等専門学校機構在外研究員」募集要項.pdf  
113 KB
- 03\_【申請書】(別紙様式1) 在外研究申請書.docx 18.5 KB
- 04\_【推薦書】(別紙様式2) 在外研究員候補者推薦書.xlsx 70.8 KB
- 09\_独立行政法人国立高等専門学校機構在外研究員制度実施要項.pdf 90.6 KB
- 10\_【理事長裁定】海外渡航及び滞在の実施基準.pdf 157 KB

在外研究員派遣一覧（平成26年度～令和4年度）

| 派遣年度   | 派遣教員名      | 学科・職名                    | 派遣先          | 派遣期間                  |
|--------|------------|--------------------------|--------------|-----------------------|
| 平成26年度 | なし         |                          |              |                       |
| 平成27年度 | ██████████ | ██████████<br>██████████ | マサチューセッツ工科大学 | H27.8.16～<br>H28.8.15 |
| 平成28年度 | なし         |                          |              |                       |
| 平成29年度 | ██████████ | ██████████<br>██████████ | 南洋理工大学       | H29.4.1～<br>H30.3.31  |
| 平成30年度 | ██████████ | ██████████<br>██████████ | 国立台北大学科技大学   | H30.4.30～<br>H30.9.29 |
| 平成31年度 | なし         |                          |              |                       |
| 令和2年度  | なし         |                          |              |                       |
| 令和3年度  | なし         |                          |              |                       |
| 令和4年度  | なし         |                          |              |                       |

資料「他の教育機関との人事交流の実施状況がわかる資料（内地研究員派遣）」

独立行政法人国立高等専門学校機構内地研究員制度実施要項

平成16年4月1日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

一部改正平成20年4月1日

（目的）

第1条この制度は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の教員に対し、勤務場所をはなれてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

（定義）

第2条内地研究員とは、前条の目的により機構から派遣される教員をいう。（以下「内地研究員」という。）

（資格）

第3条内地研究員になることのできる者は、教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

（研究期間）

第4条内地研究員の研究期間は、6か月以上10か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、または短縮することができる。

（研究方法）

第5条内地研究員は、国立大学法人（特別の事情がある場合は、国立大学法人以外の大学、研究所、その他の研究機関とすることができるものとし、以下「受け入れ機関」という。）において指導教授等の指導のもとに、当該受け入れ機関の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

（受け入れ機関との交渉）

第6条内地研究員の所属する学校（以下「派遣学校」という。）の校長は、受け入れ機関の長に対し、あらかじめ内地研究員受け入れ依頼書（別紙様式1）により内地研究員の受け入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

（決定）

第7条派遣学校の校長は、内地研究員を決定し、その旨を受け入れ機関の長に通知する。

——— 以下、省略 ———

内地研究員派遣一覧（平成 26 年度～令和 2 年度）

【内地研究員】

| 年度       | 派遣教員名   | 学科・職名          | 派遣先                         | 派遣期間                 |
|----------|---------|----------------|-----------------------------|----------------------|
| 平成 26 年度 | なし      |                |                             |                      |
| 平成 27 年度 | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻表象文化論 | H27.5.1～<br>H28.2.28 |
| 平成 28 年度 | なし      |                |                             |                      |
| 平成 29 年度 | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 東京大学大学院工学系研究科               | H29.5.1～<br>H30.2.28 |
| 〃        | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 東京大学大学院情報理工学系研究科            | H29.5.1～<br>H30.2.28 |
| 平成 30 年度 | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 東京農工大学大学院工学研究科              | H30.5.1～<br>H31.2.28 |
| 〃        | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 筑波大学人文社会系                   | H30.8.1～<br>H31.3.31 |
| 平成 31 年度 | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 横浜国立大学大学院環境情報研究院            | H31.5.1～<br>R2.2.29  |
| 令和 2 年度  | ■■ ■■   | ■■■■■<br>■■■■■ | 筑波大学人文社会系                   | R2.5.1～<br>R3.2.28   |
| 〃        | ■■ ■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■ | 東京大学史料編纂所                   | R2.10.1～<br>R3.3.31  |

出典「独立行政法人国立高等専門学校機構内地研究員制度実施要項より抜粋」  
「在外研究員・内地研究員派遣一覧（平成 26 年度～令和 2 年度）より抜粋」

資料「教員評価に係る規程等がわかる資料」

木更津工業高等専門学校教員業績評価実施要項

校 長 裁 定  
令和 2 年 11 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要項は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の教育・研究・学生指導・地域貢献・社会貢献等の業績を適正に評価し、職務遂行に対する意欲を高め、教育研究等の活性化及び質の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 評価対象者は、本校の常勤教員とする。ただし、再雇用者を除く。

(実施時期)

第 3 条 評価は、毎年 1 回実施し、その時期は校長が定める。

(実施方法)

第 4 条 評価方法については、以下のとおりとする。

- (1) 教員による自己評価
- (2) 教員による相互評価
- (3) 学生による教員の評価

2 前項の評価項目については、別に定める。

(評価結果)

第 5 条 校長は、評価の結果を教員顕彰等の参考に使用するものとする。

(事務)

第 6 条 評価に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 11 月 17 日から施行する。

資料「非常勤教員に対する教員評価（授業評価）の実施を定めていることがわかる資料」

### Ⅲ 「学生による授業評価アンケート」の実施

教育改善活動の一環として、木更津高専では平成13年度より「授業評価アンケート」を実施しております。令和元年度から各授業担当者にWebによる授業アンケートを活用した「学生による授業評価アンケート」を実施しております。

#### 1. 目的

学生による授業評価を受け、授業方法等の継続的な改善に資するため。

#### 2. 実施者

全授業担当者(助手を含む全専任教員と全非常勤講師)

#### 3. 対象となる授業科目

全授業科目

※「卒業研究」や「実験」等の通常の授業形態とは異なる授業については、試験期間でのアンケートの実施は除きますが、これらの科目についても、授業方法等の継続的な改善のための調査が求められます(最終的には「事後シラバス」への記録が必要です)。Webの授業アンケートを活用したり、科目の内容に合うアンケートを用意したりして実施してください。

#### 4. 実施時期

前期中間試験期間、前期定期試験期間及び後期中間試験期間において、年3回に分けてアンケートを実施します。実施対象科目については、各試験時間割を参照してください。

※ 上記期間以外でのアンケートの実施も推奨されます。

#### 5. アンケート形式

Webによる授業アンケートにおいて標準的なアンケート(4段階選択及び自由記述)を用意いたします。なお、「マークシート」によるアンケートの準備は原則いたしません。

出典「令和2年度版授業担当者の手引(抜粋)」

## 教員の自己申告書

令和 年 月 日現在

| 氏名・職名                                                                                                                                                                                                                     | (氏名) | (所属学科・学系) | (職名) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|------|
| 今年度の学内役職                                                                                                                                                                                                                  |      |           |      |
| <p>1 専門分野の教育</p> <p>2 担任・校務分掌</p> <p>3 学生指導</p> <p>4 課外活動指導の実績と成果、今後の取り組み</p> <p>5 国際化教育</p> <p>6 若手教員の育成指導（教授・准教授のみ）</p> <p>7 教育向上・研究活動</p> <p>8 地域連携・社会貢献</p> <p>9 学校運営、今後の学校のあり方について</p> <p>10 特例専攻科における現況及び対策について</p> |      |           |      |

## 教員の自己申告書（記載例）

各事項に関する自身の考え方と活動実績を記載するよう求められる。各事項の標準的な記載内容を示す。

### 1 専門分野の教育

自身の専門分野。今年度の担当授業科目、これまでの担当実績。  
一般（専門）教育における指導方針。教室での授業の進め方。補講等への取り組み。  
授業改善、自己啓発についての考え。  
今年度の一般特別研究生・卒業研究生・専攻科生の指導人数。

### 2 担任・校務分掌

担任、主事補、委員の担当状況、担当分野。特記すべき実績（あれば）。

### 3 学生指導

担任を務めるときに心がけていること。寮生との接し方。特別な指導を必要とする学生への接し方。保護者との連携。その他教室外での学生の人間教育（日常的な学生指導）に対する取り組み方。これまでの実績。今後の活動。

### 4 課外活動指導

課外活動の顧問としての指導と実績及びその成果、これからの方針。

### 5 国際化教育

国際化教育（グローバル人材育成）についての考え、取り組み状況と実績。今後の活動。

### 6 若手教員の育成指導（教授・准教授のみ）

若手教員の育成指導（若手教員の手本となること）についての考え、取り組み状況。

### 7 教育向上・研究活動

自身の研究分野。これまでの研究内容。今後の研究計画と将来への抱負。  
在外・内地研究員、教材開発・教科書執筆、FD活動、学会所属、成果発表、科研費獲得、共同研究、研究上の受賞歴、その他特記すべき事項。  
なお、今後、教科書等教材を作成する可能性がある場合には、作成可能年度、教科書等の予定題目と共著者名を記載。また、成果発表として、投稿予定の論文がある場合には、論文内容・題目候補名・投稿先・時期・予想連名者を記載。  
研究業績リスト（別紙に記載）。

### 8 地域連携・社会貢献

地域連携・社会貢献についての考え、取り組み状況。今後の活動。  
国や地方の審議会委員、その他特記すべき事項。

### 9 学校運営、今後の学校のあり方について

学校運営で心がけていること、これまでに行った具体的な貢献。学校運営で特に活躍したいと思う領域・分野。  
高等専門学校のあるいは将来のあるべき姿についての考え。  
木更津高専を発展させるために重要と考えること。

### 10 特例専攻科における現況及び対策について

特例専攻科審査における現在の状況と今後の対策について  
適・不適・条件付きを記載。不適・条件付きの場合には満たすための具体的対応とその実績を記載。該当なしの者についても、今後の関与希望等を記載。

(別紙)

## 研究業績

- 様式は任意。
  - 各業績について、表題、著者名、発表年月日、発行所・発表雑誌名、ページ範囲等を明記。(リサーチマップからのデータ利用を推奨いたします。その場合には、項目省略も可)
  - 概要は必要に応じて記載する。  
(特に重要なもの、表題からは内容が判別しがたいものなど)
  - 各業績が、以下のいずれに該当するか、明確に区分すること。
    - a) 著書 (単著)
    - b) 著書 (共著)
    - c) 学術雑誌に掲載された論文 (査読なし)
    - d) 学術雑誌に掲載された論文 (査読あり)
    - e) 研究紀要に掲載された論文
    - f) 国際会議での講演・口頭発表に伴う論文
    - g) 学会等での講演・口頭発表に伴う論文
    - h) 学位論文
    - i) 学生との共著論文
    - j) 工学教育・高専教育に関する論文
    - k) その他の業績 (特許出願等)
- } i) 及び j) は、c) ~g) と重複して区分される。
- 直近5年間に発表したものを中心に記載し、それ以前のは適宜省略してよい。

## 資料「教員公募」

## 公募要領

1. 採用職名・人員 助教1名
2. 所 属 環境都市工学科
3. 専 門 分 野 土木工学に関する分野
4. 担 当 科 目 プログラミング演習，測量実習，卒業研究，その他土木工学に関する科目
5. 応 募 資 格 (1) 博士の学位を有する者または採用時まで博士の学位を取得見込みの者  
 (2) 教育，研究に情熱を持ち，学生指導にも理解と熱意のある者  
 (3) 地域貢献（公開講座，出前授業の実施等）に積極的に協力できる者
6. 採用予定日 令和4年4月1日
7. 提出書類 (1) 履歴書(指定様式に本人自筆，写真貼付)  
 (2) 教育研究業績書(指定様式に著書，論文（査読の有無），特許，報告等を記載)  
 (3) 著書・論文等の別刷（コピー可，主要なもの3編程度）  
 (4) 研究業績概要（A4用紙，2000字程度，様式任意）  
 (5) 教育，研究および学生指導に対する抱負  
 （A4用紙，2000字程度，様式任意）  
 (6) 所属長（または指導教員）の推薦書またはこれに準ずるもの  
 ※ 指定様式は，本校HPからダウンロードしてください。
8. 選 考 方 法 第1次選考（書類選考），第2次選考（面接および模擬授業）  
 ※ 面接に関わる旅費等は，応募者の負担とする。
9. 応 募 期 限 令和3年7月23日（金）必着
10. 備 考 (1) 木更津工業高等専門学校が携わる授業以外の職務概要は，別紙のとおりです。  
 (2) 木更津工業高等専門学校は男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。  
 (3) 応募者の個人情報，木更津工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり，第三者に提供または公表することはありません。
11. 書 類 送 付 先 〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1  
 木更津工業高等専門学校長 宛  
 ※1 封筒の表に「環境都市工学科教員応募書類在中」と朱書し，「簡易書留」で送付のこと。  
 ※2 原則として，提出された書類等の返却はいたしません。

12. 問い合わせ先 「教育・研究に関すること」

環境都市工学科主任



「その他事務的なこと」

総務課 人事・労務係

出典「人事・労務係資料（公募要領）」

## 資料「教育上の能力を確認する仕組みがわかる資料（授業以外の職務概要と記録用紙）」

別 紙

## 木更津工業高等専門学校教員が携わる授業以外の職務概要

本校は、「柔軟に対応できる人材」「独創性のある人材」「高い倫理観を持った人材」の育成と、大学とは異なる特色ある高等教育機関を目指しております。

このことから、教員が携わる職務は、幅広い学生の年齢層（本科：15～20歳、専攻科：20～22歳）に対応するため、教育・研究・学校運営のみならず学生指導や地域連携など多岐にわたります。

以下に、本校における授業（実験実習等を含む）以外の職務についての認識を深めていただくために、主な職務の概要を記します。

## （1）学級担任

学級担任は、一学級40人程度の学生に対し学級運営を通じて勉学や生活指導など学生生活全般にわたるきめ細かな指導を行います。

また、ホームルーム、教室清掃、球技大会や祇園祭（文化祭）など各種行事での学生指導に加え学生や保護者との面談なども行います。

## （2）学校運営

学校運営のために、教務委員会、学生委員会、寮務委員会をはじめ、その他各種委員会があります。教員は、これらの委員会に学級担任などとの兼務あるいは複数の委員会に所属し、それぞれの業務を分担して行います。

また、校長を筆頭に教務・寮務・学生の三部門に主事を置き学校運営を行っており、主事補として各主事の補佐を行う役割を担い学校運営に携わります。

## （3）教育、研究、地域連携

高専の教員は、教育、研究、地域連携、国際交流に積極的に取り組み、その成果を地域社会や国際交流への貢献につなげていくことが期待されています。また、研究の充実のため、科学研究費補助金等の外部資金獲得も重要視されています。

## （4）クラブ指導

ほぼすべての教員が、クラブ指導教員として、日常的な課外活動指導をはじめ、各種コンテスト・祇園祭（文化祭）あるいは高専体育大会（地区大会・全国大会）の運営や高等学校体育連盟などの各種大会及び練習試合の引率、合宿の指導などを行っています。

## （5）学生寮の宿日直

原則として、全教員に学生寮の宿直業務（平日、土・日・祝日）又は日直業務（土・日・祝日）が割り当てられています。

# 記 録 用 紙

| 氏 名              |                  | 面接時間 |  |
|------------------|------------------|------|--|
| 人物について           |                  |      |  |
| 教<br>育           |                  |      |  |
| 研<br>究           |                  |      |  |
| 学<br>校<br>運<br>営 |                  |      |  |
| 地<br>域<br>連<br>携 | 国<br>際<br>交<br>流 |      |  |
| そ<br>の<br>他      |                  |      |  |
| 模<br>擬<br>授<br>業 |                  |      |  |

|            |
|------------|
| 面接官<br>氏 名 |
|------------|

出典「人事・労務係資料」

資料「非常勤教員の採用基準を定めていることがわかる資料」

木更津工業高等専門学校非常勤講師の任用に関する内規

平成5年4月1日

細 則 第3号

(任用基準)

第1条 非常勤講師は、優れた識見を持ち、本校の教育方針に沿った教育指導のできる者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校設置基準（昭和36年8月30日文部省令第23号）に定められた講師の資格を有する者
- (2) 採用日において、65歳未満の者

(任用方法)

第2条 任用は、年度計画により作成された任用計画書に基づき行う。

(任用書類)

第3条 任用に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 履歴書（教育研究業績を含む）
- (2) その他必要と認める書類

(その他)

第4条 特別の事情により、この内規により難しい場合には、校長は別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この内規は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校非常勤講師の任用上の年齢制限に関する内規（昭和60年2月21日細則第2号）は廃止する。

出典「人事・労務係資料」

資料「FDを実施する体制を整備していることがわかる資料（関連規程）」

木更津工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規則

平成15年6月12日

規則 第 2 号

（趣旨）

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年4月1日規則第1号）第19条第2項の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- （1） 教育プログラムの点検評価と改善に関すること。
- （2） 教員の教育方法及びその他の教育活動の点検評価と改善に関すること。
- （3） 教育環境の点検評価と改善に関すること。
- （4） 教育間ネットワークによるファカルティ・ディベロップメントの推進に関する  
こと。
- （5） その他のファカルティ・ディベロップメントに関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 総務担当副校長
- （2） 総務担当副校長補佐
- （3） 校長が必要と認めた若干名
- （4） 学生課長

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、総務担当副校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、総務担当副校長補佐がその職務を代行する。

（委員以外の出席）

第5条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

（事務）

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

～ 以下省略 ～

## 資料「授業の内容及び方法の改善を図るための実施体制がわかる資料」

## 授業改善システム

本校における「授業改善システム」は、図1に示すようなPDCAサイクルに即し、全体的に連携した活動を通じて、学生の勉学を促進するように図っています。

1. 「専攻科委員会」および「教務委員会」がカリキュラム検討、シラバス作成などを通じて改善計画策定を行っています（Plan）。
2. 授業公開・参観、授業評価アンケートなどを通じ、各教員は教育の質的向上への努力を行っています（Do）。
3. 「ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会」はシラバス評価、アンケート実施（学生、卒業生、企業）などを行い、教育プログラムを多角的に評価しています。さらに、各教員による授業公開や授業評価アンケートなどが円滑に行われるように実施計画を立案したり、「教科と学科の懇談会」の実施計画を策定するなど、教育改善の推進を図っています（Check）。
4. 学科・学系は新たな学習・教育目標の設定を検討し、教育プログラムの改善を目指している（Action）。

「教員会議」、「学科・学系会議」、「担任会議」において、共通する問題点や改善案などを議論したり、PDCAサイクルの各過程での活動について確認しています。

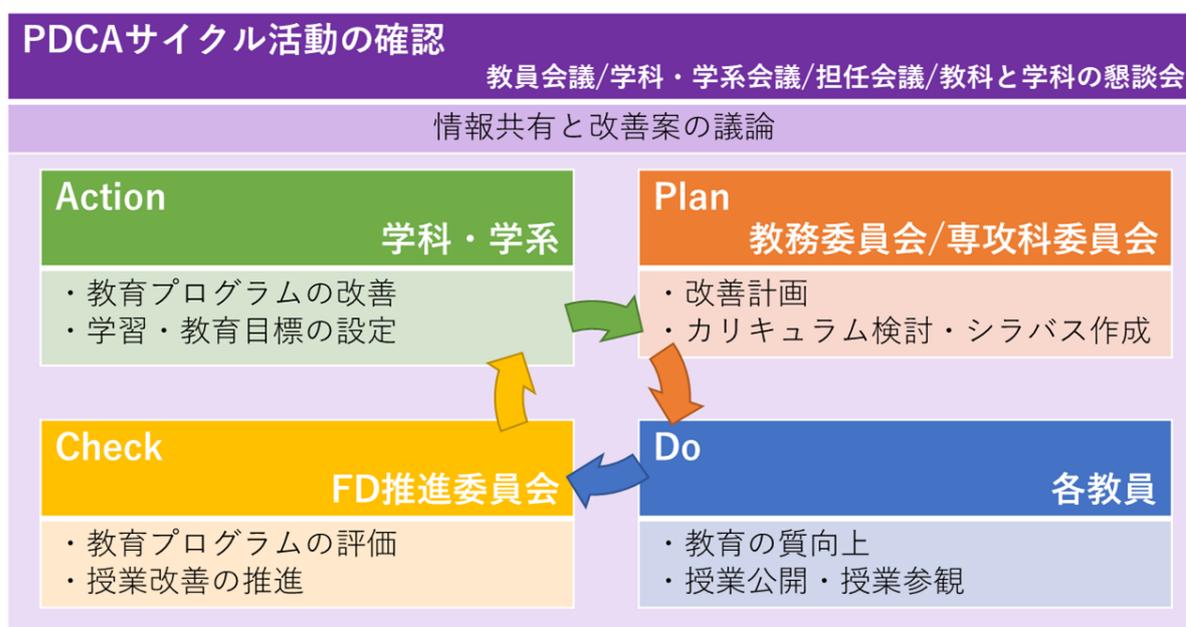


図1

出典「令和2年度版学級担任の手引き」

## 資料「定期的にFDを実施していることがわかる資料（授業改善）」

令和4年4月〇〇日

教科主任，学科主任 各位

FD推進委員会

令和4（2022）年度「教科と学科の情報交換会」の実施について（依頼）

FD活動の一環として、従来から実施しております表題の懇談会を本年度も実施します。つきましては以下の実施予定表を参照のうえ、各教科・各学科間にて日程を調整され、実施していただきますようお願い致します。

| 教科／学科   | M科     | E科     | D科     | J科     | C科     |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 数学      | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2021年度 |
| 物理・化学   | 2024年度 | 2025年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 英語・ドイツ語 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
| 国語・社会   | 2025年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| 体育      | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2021年度 | 2022年度 |

なお、実施に際しては必ず議事要旨を作成し、実施期間内にFD推進委員長までお送りいただきますようお願い致します。参考までに昨年までの懇談会に関する議事要旨が教職員ローカルウェブサイトに掲載されております。

情報交換会の内容につきましては、基本的に各教科・各学科の裁量にお任せ致します。ただし、以下の観点を必ず含んでいただきますようお願い致します。

- 低学年教育（学生の学力状況や授業態度等）
- 新カリキュラムにおける一般科目と専門科目の関連内容の確認
- 一般科目と専門科目の授業進捗の確認

本件に関しご不明な点がございましたら、FD推進委員長までお問い合わせ願います。

以上

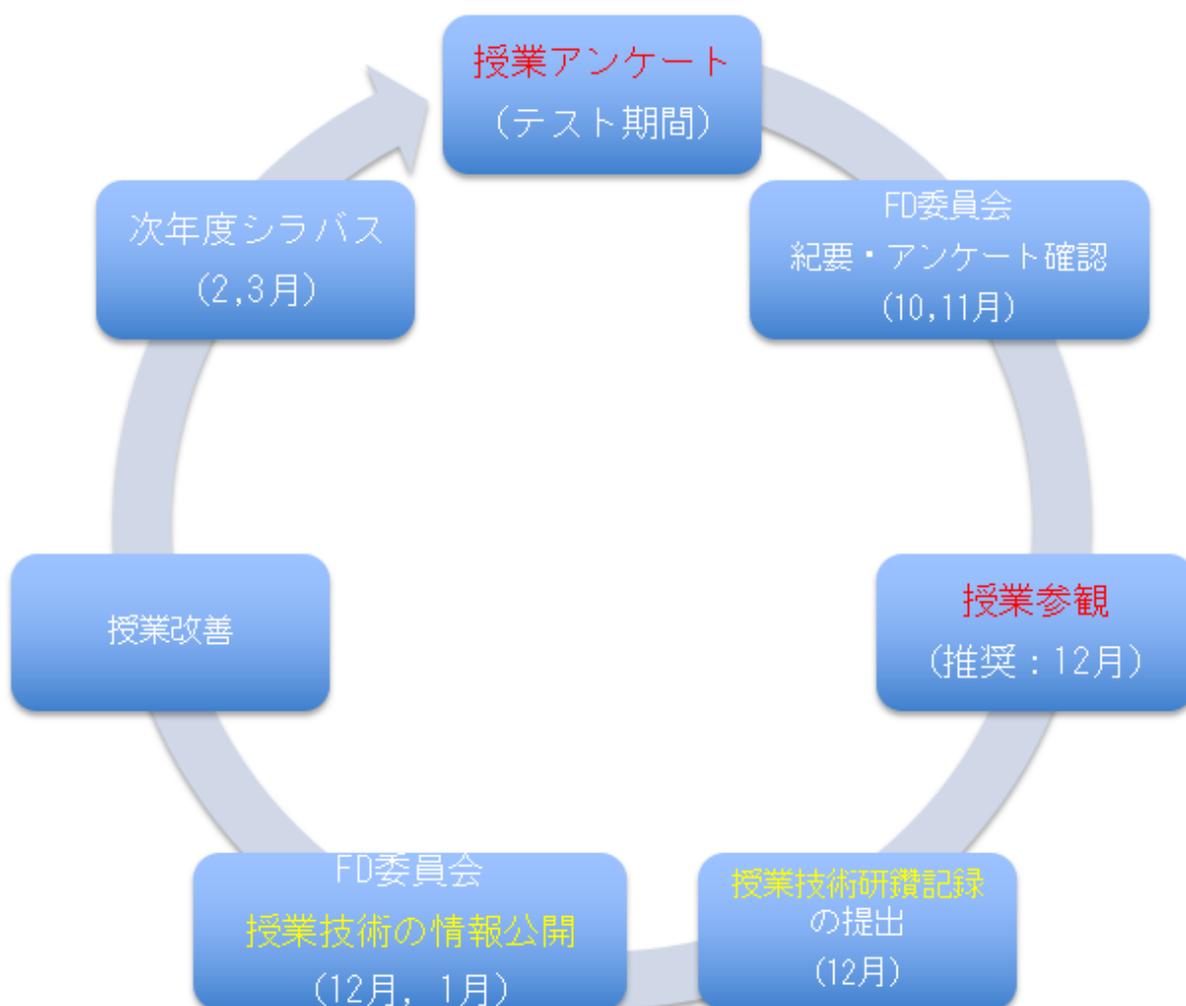
資料「学生アンケートと授業参観を利用した授業技術研鑽による  
FD活動の実施体制がわかる資料」

FD委員会資料 (H27. 11. 17)

学生アンケートと授業参観を利用した授業技術研鑽によるFD活動

本校でのFD活動において、FD活動の抜本的な改善が重要課題として位置づけられている。そこで、従来から実施している授業アンケートと授業参観を利用した授業技術の研鑽活動を以下のシステムに則って全学的に実施することでFD活動の活性化を目指す。

【FDシステム案】



- ・ 授業アンケート …高評価の授業の把握 → 参観推奨授業の提案 (FD委員会)
- ・ 授業参観 …数年に一回は各教員が参観する計画 → 授業技術研鑽記録
- ・ 授業技術研鑽記録…特筆すべき授業技術を全学的に紹介 → 各授業の改善
- ・ 次年度シラバスへ反映
  - 改善案を取り入れた授業実施記録 → 紀要へ公表 (別紙: 教育改善の「見える化」によるFD活動の活性化と教育高度化の一提案)

## 主なFD活動の流れ（授業編）

| 前期            | 後期              | FD活動内容                       | 概要                                                                 |
|---------------|-----------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 4月初旬          | 9月              | 手引の参照と計画の策定                  | 「授業担当者の手引」を参照し、授業計画を策定                                             |
| 4月初旬          |                 | 卒業研究記録                       | 5年へ卒業研究記録を配布し、適切な記入を指導する（3月に回収）                                    |
| 5月下旬          | 11月中旬           | 授業評価アンケートの設定                 | 中間試験で実施する科目においてWebキャリアカルテ（WCA）<br>[redacted]でアンケート項目を設定する          |
| 6月<br>中間試験    | 11月～12月<br>中間試験 | 授業評価アンケートの実施                 | リストに基づき授業評価アンケートをWebキャリアカルテで実施する<br>※5年は実施時間を設けないので、適宜、実施するように指導する |
|               | アンケート実施後        | 参観推奨科目の検討（FD）                | アンケートに基づき参観推奨科目を検討して教員へ周知する（FD委員）                                  |
| 6月下旬          | 12月中旬           | 授業公開特別期間                     | 適宜、参観して授業スキルの向上に努める ※報告書の記入・提出<br>（1名以上の参観者（年度内）を学科・学系で選定）         |
| 7月中旬          | 1月下旬            | 授業評価アンケートの設定                 | 定期試験で実施する科目においてWebキャリアカルテ（WCA）<br>[redacted]でアンケート項目を設定する          |
| 7月～8月<br>定期試験 | 2月<br>定期試験*     | 授業評価アンケートの実施<br>（*後期定期試験は予備） | リストに基づき授業評価アンケートをWebキャリアカルテで実施する<br>※5年は実施時間を設けないので、適宜、実施するように指導する |
|               | 12月下旬           | 参観報告書の周知（FD）                 | 参加者から報告書を取りまとめ、その内容を教員へ周知する（FD委員）                                  |
| ～10月上旬        | ～3月上旬           | 授業実施記録の保存                    | Webキャリアカルテ [redacted] に資料保存<br>※卒業研究記録は事後シラバス                      |
|               | ～3月下旬           | 手引の改訂                        | 報告書等の結果をまとめ手引を改訂する。                                                |



- ✓ **授業評価アンケート**  
高評価の授業の把握 → 参観推奨授業の提案（FD委員会）
- ✓ **授業参観**  
数年に一回は各教員が参観する計画 → **授業技術研鑽記録**（報告書）
- ✓ **授業技術研鑽記録の集計**（FD委員会）  
特筆すべき授業技術を全学的に紹介 → 各授業の改善事例の伝達
- ✓ **次年度計画**  
「授業担当者の手引」や「シラバス」 → 各教員による反映

出典「学生アンケートと授業参観を利用した授業技術研鑽によるFD活動」  
「FD活動の流れ」



## 資料「授業技術の研鑽に関する記録票」

| 授業技術研鑽記録票 (FD)                                                                                                                                                                                                                                |                        |            |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|-------|
| 所属                                                                                                                                                                                                                                            | 環境都市工学科                | 氏名         | ■■■■■ |
| 参観科目<br>の情報                                                                                                                                                                                                                                   | 開講学科・学年：C・5            | 科目名：環境工学実験 |       |
|                                                                                                                                                                                                                                               | 授業担当者氏名：■■■■■          |            |       |
| 実施日等                                                                                                                                                                                                                                          | 2021年6月16日             |            |       |
|                                                                                                                                                                                                                                               | 期間：1日間 参観を行った時限：5-6時限目 |            |       |
| (参観した授業の内容、授業の様子などを記入)                                                                                                                                                                                                                        |                        |            |       |
| <p>ここしばらく実験実習の指導から離れていたため、環境工学実験を参観した。当日の授業内容は水質検査のうち生物学的酸素要求量(BOD)の測定であった。BODの測定は塔損酸素濃度の測定などビュレットを使用する分析が多い。学生たちが慣れない操作をしている様子を初々しく感じた。</p>                                                                                                  |                        |            |       |
| (参観した授業で利用していた指導方法、教材や教育器材などを記入)                                                                                                                                                                                                              |                        |            |       |
| <p>教材：自作の実験教本(上村も20年以上前に作成にかかわったが随分と加筆修正されていた)<br/>           器材：ビーカー、ピペットなど各種基本的に科学実験機器</p>                                                                                                                                                  |                        |            |       |
| (参観した授業の参考にすべき工夫、所感などを記入)                                                                                                                                                                                                                     |                        |            |       |
| <p>実験教本がわかりやすくなっていた。また分析方法を教授するにあたっては、学生の操作を細かいところまでは目が行き届かないが、教員2名に加え、技術職員1名が加わり、良いチームワークで授業を進めていた。</p>                                                                                                                                      |                        |            |       |
| (参観を経て、自らの授業の改善案やその実施方法などを記入)                                                                                                                                                                                                                 |                        |            |       |
| <p>3年生で水環境工学を担当している。これは本授業の基礎となるべき科目であり、今後は実験実習を念頭に置いた授業の進め方を意識するように考えた。実験器具などの概要は、化学実験である程度学生たちも理解していると思っていたが、昨今の学生は科目が変わると前に習った科目の内容を忘れており、今習っている科目に応用が利かない子が多くなっている。6/18の授業では早速座学の現場にメスフラスコやピペットを持ち込み教卓の上で即席の実験を行ってみた。評判は、まあよかったと思いたい。</p> |                        |            |       |
| 以上                                                                                                                                                                                                                                            |                        |            |       |

## 資料「FDの結果が改善に結び付いた事例（授業技術研鑽による改善例）」

| 授業技術研鑽記録票(FD)                                                                                                                                                                                                     |                           |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 所 属                                                                                                                                                                                                               | 電気電子工学科                   | 氏 名         |
| 参観科目<br>の<br>情報                                                                                                                                                                                                   | 開講学科・学年:<br>電気電子工学科2年     | 科目名: 電気回路 I |
|                                                                                                                                                                                                                   | 授業担当者氏名: ██████████       |             |
| 実施日等                                                                                                                                                                                                              | 2022年 7月 5日               |             |
|                                                                                                                                                                                                                   | 期 間 : 1日間 参観を行った時限: 5, 6限 |             |
| (参観した授業の内容、授業の様子などを記入)                                                                                                                                                                                            |                           |             |
| <p>交流のフェーザ表示について講義を受けた。複素数の復習、フェーザ表示の定義、フェーザ表示の数学的妥当性、演算公式の導出、実際の波形からフェーザ表示への変換の演習を行った。学生は非常に集中して講義を聞いていた。</p>                                                                                                    |                           |             |
| (参観した授業で利用していた指導方法、教材や教育器材などを記入)                                                                                                                                                                                  |                           |             |
| <p>指導方法は、黒板を用いた解説および演習問題であった。教材は、プリントであった。</p>                                                                                                                                                                    |                           |             |
| (参観した授業の参考にすべき工夫、所感などを記入)                                                                                                                                                                                         |                           |             |
| <p>講義を行うとき、必ず、シラバスの参照を行う点。<br/>教科書の対応個所の確認を行う点<br/>定義を明確にし、その数学的厳密性を証明する点<br/>学んだことを必ず演習で確認し、定着をはかる点<br/>について、卓越した工夫があるのを感じた。特に演習は、学生のレベルに合わせた適切なものであると感じた。演習を行うことにより講義内容の実際の使用を学生が体験することができるので、学生の理解が進むと感じた。</p> |                           |             |
| (参観を経て、自らの授業の改善案やその実施方法などを記入)                                                                                                                                                                                     |                           |             |
| <p>数学的厳密性を保つことが重要で、これは是非おろそかにせず、自分の授業で実行したい。演習を適切に取り入れ、教師と学生、および学生同士相互のコミュニケーションを測ることで、講義内容の一層の定着が図られると感じた。是非うまく取り入れたい。</p>                                                                                       |                           |             |



う場合は、試験期間におけるアンケートとは重複しない期間で各担当教員において実施してください。

## 7. 結果の集計

- (1) アンケート結果は、授業アンケートシステムにより自動的に集計されます。ログイン後の教員メニュー内のアンケート結果の表示より確認することができます。なお、集計結果を教務係等に提出する必要はありません。

## 8. 学生へのフィードバック等

- (1) 集計結果に対する分析を行ってください。
- (2) 学生に対しては、「口頭による」「アンケート結果を印刷したものを掲示する」「印刷物を配布する」等のいずれかの方法でコメント等を学生に示し、授業の改善に努めてください。

## 9. 「事後シラバス」への記載

集計結果およびコメント等について「事後シラバス」の関連箇所への記載文書を作成してください。

なお、卒業研究の記録は、その意味合いから事後シラバスに相当すると考えます。5年担任は、科目担当教員として、その他資料と共に資料保存を行ってください。

## 10. 補足

- (1) 「記述式アンケート」は非常に簡便ですが、無駄な負担等を伴わずに、学生の要望やその強さ等を漏れなく吸い上げることが期待できる優れた手法です。よって、十分にご活用されることを望みます。
- (2) アンケートは、自己評価による「授業改善のための授業評価アンケート」と位置づけられております。このことをご理解の上、各授業担当者において改善活動に努めてください。
- (3) Webによるアンケートシステムに関するお問い合わせは、学生課教務係へお願いします。

出典「授業担当者の手引—令和2年度版— 5～6頁」

## 資料「定期的にFDを実施していることがわかる資料（教育改善）」

令和4年7月13日  
運営協議会資料

## 令和4年度教職員厚生補導研究会&amp;FD講演会実施要項

## 1. 企画の名称

教育の質保証重点6項目に向けた取り組み  
－質の高い効率的で効果的な教育を行うための検討－

## 2. 企画の目的

高専では高等教育機関として、卒業生の質の保証が求められており、国立高専機構より「質保証重点6項目」が提示され、令和6年度までに全国立高専において「質保証重点6項目」の実施が求められている。「質保証重点6項目」は(1)ポートフォリオ教育の実施、(2)実験スキル計測の実施、(3)分野横断的能力の育成の実施、(4)データ(CBTなど)に裏付けされた教育改善の実施、(5)ピアサポーター育成の実施、(6)学生情報の集約および共有の実施、という内容である。それぞれ、重要な内容であるが、現時点では本校での取り組みは不十分であると考えられる。令和6年度の完全実施に向けて、効率的で効果的な方法で「質保証重点6項目」を実施する方法を検討する必要がある。また、質保証と合理的配慮という2つの社会的要請のバランスを考慮しなければならない。今回の厚生補導研究会では、主に「質保証重点6項目に向けた取り組み－質の高い効率的で効果的な教育を行うための検討－」をテーマにして、話し合うこととしたい。

3. 日 時 令和4年9月16日(金)9時30分～14時40分(予定)

4. 研修会場 木更津工業高等専門学校

## 5. 研修内容

(1) 開講式 <9:30～9:40>(2) 基調報告Ⅰ(FD講演) <9:40～9:55>

「質保証重点6項目の概要および本校の現状(仮題)」

基調講演(FD講演)Ⅰ <10:00～11:00>

「ポートフォリオとは何か(仮題)」

基調報告Ⅱ <11:05～11:20>

「本校のポートフォリオの現状について(仮題)」

基調講演(FD講演)Ⅱ <11:20～12:05>

「高専におけるテクニカルスタンダードについて(仮題)」

(3) 班別討議 <13:00～14:30>

テーマⅠ:ポートフォリオの運用の仕方について(仮題)

テーマⅡ:分野横断的能力の育成について(仮題)

テーマⅢ:CBTを活用した教育改善の可能性について(仮題)

テーマⅣ:質保証と合理的配慮のバランスについて(仮題)

(4) 閉講式 <14:30～14:40>

## 資料「PROGテストを実施したことがわかる資料」

令和4年10月21日

教務委員各位

2年・4年担任各位

## 令和4年度 PROG テストの実施について

教務主事

分野横断別能力に関する評価の一つとして PROG テストを実施しており、2年時および4年時の2回測定することで本校での教育効果を測定するための資料としています。今年度も実施しますので各学科教務委員・クラス担任を中心に実施をお願いいたします。

※4年生については当初オンライン受験となっておりましたが、対面へ変更となっております。

・推奨期間 11月1日（火）～4日（金）のHR・課題学習時間

※推奨期間は定めていますが、上記の期間中に実施が難しい場合は10月24日（月）～11月10日（木）に実施していただき、11月10日（木）までに教務係へご報告ください。

・実施方法

事前に教務係で試験問題一式をお受け取り下さい。

リテラシー試験（45分）、コンピテンシー試験（40分）を教室において対面で実施。

実施用のパワーポイントファイルとその動画版もあります（使用は任意）。使用される場合は、PC・プロジェクタ等のご準備をお願いします。

※リテラシー試験とコンピテンシー試験を別の日に実施しても構いません。

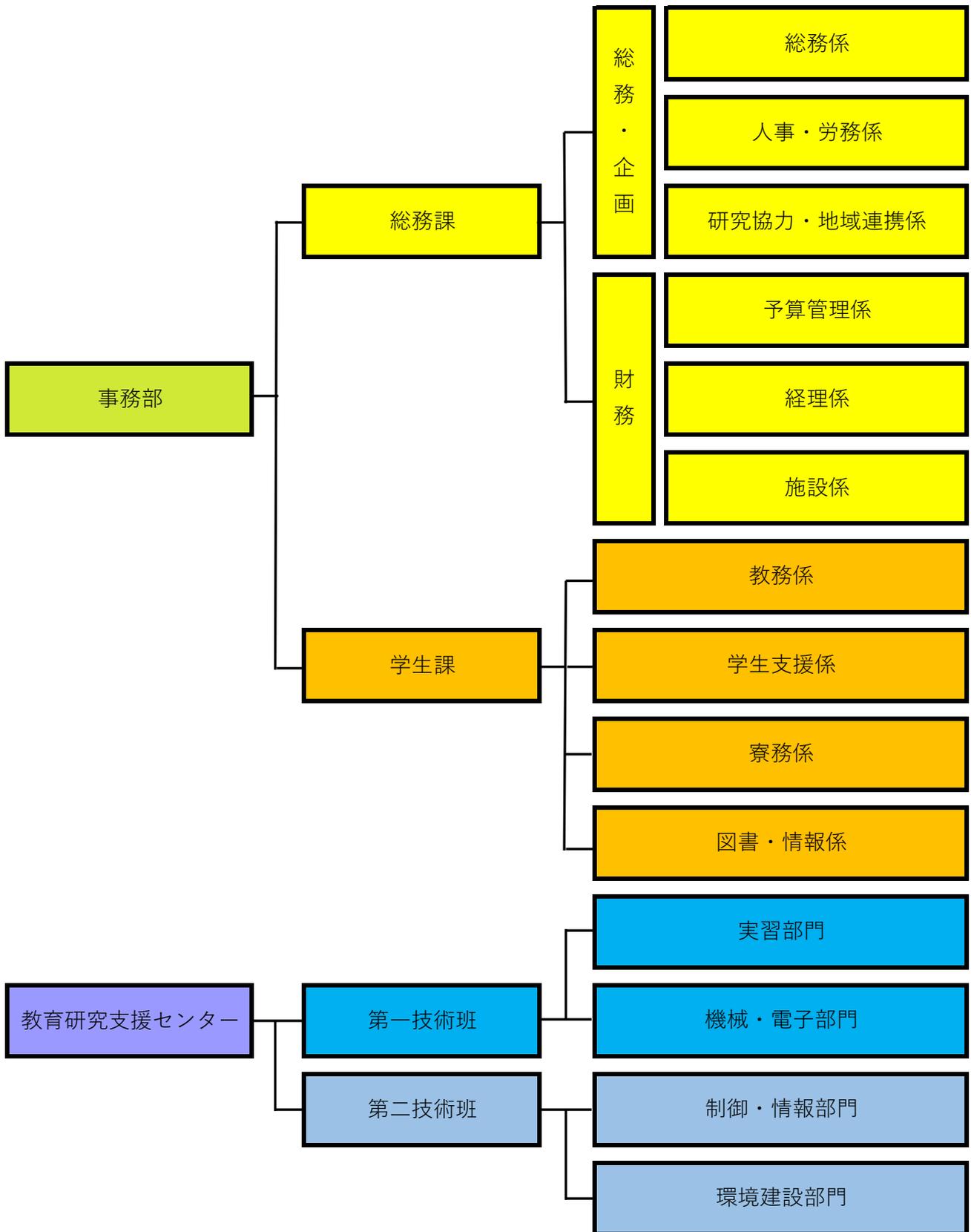
今回の受験結果は学生一人一人に紙媒体で発行されます。それをもとに以下の日程で解説会を実施します。詳細は後日お知らせいたします。

・2年 12月22日（木）午後 ※午前中はマラソン大会

・4年 12月22日（木）午前 ※午後は大学説明会

教室にてオンライン配信方式で実施（PC/プロジェクタ/webカメラ・マイクを使用）

資料「木更津高専の職員組織がわかる資料」



## 資料「専門的職員を適切に配置していることがわかる資料」

## R4. 4. 1 現在

| 【教員】                 | 専任 | 再雇用 | 人数計 |
|----------------------|----|-----|-----|
| 人文学系                 | 14 |     | 14  |
| 基礎学系                 | 12 |     | 12  |
| 機械工学科                | 9  |     | 9   |
| 電気電子工学科              | 9  |     | 9   |
| 電子制御工学科              | 9  |     | 9   |
| 情報工学科                | 9  |     | 9   |
| 環境都市工学科              | 10 |     | 10  |
| その他                  | 1  |     | 1   |
| 年間を通じて授業を担当しない（内地研修） |    |     |     |
| 合計                   | 73 |     | 73  |

| 【事務部】 | 専任          | 非常勤等 | 人数計      |   |
|-------|-------------|------|----------|---|
| 事務部長  | 1           |      | 1        |   |
| 総務課   | 課長          | 1    | 1        |   |
|       | 課長補佐（総務・企画） |      |          |   |
|       | 課長補佐（財務）    | 1    | 1        |   |
|       | 総務係         | 2    | 1        | 3 |
|       | 人事・労務係      | 2    | 1        | 3 |
|       | 研究協力・地域連携係  | 2    | 1        | 3 |
|       | 予算管理係       | 2    | 1        | 3 |
|       | 経理係         | 4    |          | 4 |
|       | 施設係         | 2    | 1        | 3 |
| 学生課   | 課長          | 1    | 1        |   |
|       | 課長補佐        | 1    | 1        |   |
|       | 専門員         | 1    | 1        |   |
|       | 教務係         | 3    |          | 3 |
|       | 学生支援係       | 3    | 3        | 6 |
|       | 寮務係         | 2    | 3        | 5 |
|       | 図書・情報係      | 1    | (司書 1) 3 | 4 |
| 合計    | 29          | 14   | 43       |   |

| 【教育研究支援センター】 | 専任      | 非常勤等 | 人数 |
|--------------|---------|------|----|
| 技術長          | 1       |      | 1  |
| 第一技術班        | 実習部門    | 5    | 5  |
|              | 機械・電子部門 | 3    | 1  |
| 第二技術班        | 制御・情報部門 | 4    | 4  |
|              | 環境建設部門  | 1    | 1  |
| 理科           |         | 1    | 1  |
| 合計           | 14      | 2    | 16 |

※非常勤等は、非常勤職員と再雇用職員

## 資料「教育支援者によるFD関連の研修の実施状況がわかる資料」

教育研究支援センター

「技術教育研究セミナー」

第40回開催から「技術職員セミナー」より「技術教育研究セミナー」へ名称変更

| 開催年月日                   | テーマおよび講演内容                                                                                                                                                                                                                              | 講演者・発表者                                                                                                              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第40回<br>平成29年<br>6月9日   | <p>■講演 技術長就任挨拶<br/>「教育研究支援センターの歩みから見える”アタマのイイ高専”とは」</p> <p>□平成28年度科学研究費助成事業報告および総合技術研究会報告<br/>◇総合技術研究会2017東京大学参加報告<br/>◇感性伝達人工物の安価な相互視線操作システムの構築<br/>◇五感を活用して「旋盤作業の安全」を学べる教育支援シミュレータの開発<br/>◇砂型鑄造の転圧感覚の数値化と可視化</p> <p>■講演 「時計よもやま話」</p> | <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> |
| 第41回<br>平成30年<br>2月2日   | <p>□平成29年度関東信越地区国立高等専門学校技術職員研修会参加報告<br/>□平成29年度三機関連携グローバルSD(マレーシア・ペナン研修)参加報告<br/>□平成29年度東日本地域高等専門学校技術職員特別研修会参加報告</p> <p>■講演</p>                                                                                                         | <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>                                                                  |
| 第42回<br>平成30年<br>6月14日  | <p>□平成29年度奨励研究報告および研究発表会・技術研究会参加報告<br/>◇ものづくり実習環境における粉じん濃度の現状と改善<br/>◇神経難病患者のためのバーチャルリアリティ相互ケアシステムの開発<br/>◇第9回高専技術教育研究発表会in舞鶴 参加報告<br/>◇2017年度信州大学実験実習技術研究会 参加報告</p> <p>■講演<br/>「私が過労死しなかった理由～専門職のための感情モニタリング入門」</p>                    | <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>                                        |
| 第43回<br>平成30年<br>11月28日 | <p>□平成30年度関東信越地区国立高等専門学校技術職員研修会 報告<br/>□平成30年度東日本地域高等専門学校技術職員特別研修会 報告<br/>□「化学安全スクーリング2018-化学実験室における安全管理指導者の育成-」 講座より安全について学んだことあれこれ</p> <p>■技術学習会「サンドブラストアート」 会場：実習工場</p>                                                              | <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>                                                                  |
| 第44回<br>令和元年<br>9月18日   | <p>□平成30年度科学研究費助成事業（奨励研究）報告<br/>「神経難病患者のための表情投影型感性伝達人工物の開発」</p> <p>□総合技術研究会2019九州大学報告<br/>□令和元年度東日本地域高等専門学校技術職員特別研修会報告</p> <p>■講演 「HDD配線材料の製造方法と製造業のしくみ」<br/>■技術学習会「製作実習内容の紹介とこまの製作」 会場：実習工場</p>                                        | <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>                                                     |
| 第45回<br>令和3年3<br>月23日   | <p>□技術教育充実のための検討報告<br/>「ワイヤレスミラーリングによる効率的教育体制の検討」</p> <p>□外部経験講演<br/>「国土交通省での経験 -国土安全の総合マネジメンター-」</p> <p>■特別講演 「“結” ～人との関わりと思い出～」</p>                                                                                                   | <p>■■ ■■</p> <p>■■ ■■</p> <p>■■ ■■</p>                                                                               |

「高専技術教育研究発表会」

第9回（平成29年度）から第13回（令和2年度）まで

| 回<br>【開催校】    | 開催日              | 参加高専名（ ）は参加キャンパス数                                                                                                                                                                            | 参加者<br>(学内)    | 主な内容                                                                                                                           |
|---------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第9回<br>【舞鶴】   | H.30.3.11<br>～12 | 函館、苫小牧、八戸、一関、秋田、鶴岡、<br>群馬、長岡、長野<br>沼津、豊田、鈴鹿、富山(本郷)、石川、金沢、<br>福井、奈良、和歌山<br>舞鶴、明石、津山、松江、阿南、新居浜、<br>有明、沖縄、木更津<br>(27 キャンパス)                                                                     | 74 名<br>(5名)   | 舞鶴高専で開催<br>木更津高専以外では、<br>初めての開催<br>■■■■高専機構理事<br>長が参加<br>口頭発表 35 件、ポス<br>ター発表 16 件                                             |
| 第10回<br>【木更津】 | H31.3.4<br>～5    | 函館、苫小牧、釧路、旭川、秋田、鶴岡、小<br>山、群馬、長岡<br>長野、沼津、豊田、岐阜、富山(本郷)、富山(射<br>水)、石川、福井<br>鈴鹿、舞鶴、和歌山、明石、津山、徳山、阿<br>南、香川(詫間)、<br>久留米、有明、木更津<br>(28 キャンパス)                                                      | 65 名<br>(15名)  | ■■■■高専機構理事<br>が参加<br>口頭発表 30 件、ポス<br>ター発表 14 件                                                                                 |
| 第11回<br>【福井】  | R 元.3.12<br>～13  | 函館、苫小牧、釧路、旭川、一関、仙台(名<br>取)、仙台(広瀬)、秋田、鶴岡、小山、群馬、<br>長岡、長野、東京、豊田、岐阜、鈴鹿、<br>富山(本郷)、富山(射水)、石川、福井、舞鶴、<br>和歌山、明石、奈良、松江、津山、徳山、<br>宇部、阿南、香川(詫間)、久留米、有明、<br>大分、近畿大学高専、木更津<br>(36 キャンパス)                | 111 名<br>(2名)  | 福井高専で開催する<br>予定であったが、新<br>型コロナ感染症の影<br>響を受け、1週間前<br>に対面開催は中止と<br>なった。概要集の発<br>行をもって開催成立<br>とした。<br>口頭発表 31 件、ポス<br>ター発表 25 件   |
| 第12回<br>【久留米】 | R2.3.1<br>～2     | 苫小牧、釧路、旭川、仙台(名取)、仙台(広瀬)、<br>鶴岡、小山、群馬、長岡、長野、東京、豊田、<br>富山(本郷)、富山(射水)、石川、福井、<br>舞鶴、和歌山、明石、奈良、松江、津山、呉、<br>徳山、大島商船、<br>阿南、香川(高松)、香川(詫間)、新居浜、久留<br>米、有明、北九州、<br>大分、佐世保、熊本(八代)、沖縄、木更津<br>(37 キャンパス) | 149 名<br>(14名) | 久留米高専が担当校<br>となり、初めてオン<br>ライン形式により開<br>催される。<br>過去最高のキャン<br>パス数と参加者数<br>■■■■高専機構理事<br>長が参加<br>口頭発表のみ 30 件                      |
| 第13回<br>【木更津】 | R3.3.1～<br>2     | 苫小牧、釧路、旭川、仙台(広瀬)、秋田、<br>鶴岡、小山、群馬、長岡、長野、東京、豊田、<br>岐阜、鳥羽商船、富山(本郷)、石川、福井、<br>舞鶴、和歌山、明石、奈良、松江、津山、<br>徳山、阿南、有明、佐世保、沖縄、木更津<br>(29 キャンパス)                                                           | 50 名<br>(3名)   | 対面形式のみの開催<br>で行う予定であった<br>が、第4波の影響を<br>受けて開催1カ月前<br>に対面形式による開<br>催中止を決定。概要<br>集の発行をもって開<br>催成立とした。<br>口頭発表 23 件、ポス<br>ター発表 6 件 |